

東京都 アレルギー疾患対策 推進計画

平成30年3月



東京都福祉保健局

計画の策定に当たって



国民の約2人に1人が、気管支ぜん息、アトピー性皮膚炎、花粉症、食物アレルギーなど何らかのアレルギー疾患にかかっているとされています。

アレルギー疾患は、慢性的な疾患として、日々の生活に大きな影響を与えます。また、アナフィラキシーショックなどの急激な症状の悪化を引き起こすこともあり、家庭のみならず、学校や職場など様々な場面で、事故防止のための配慮や緊急時への備えを行うことが必要です。

アレルギーをもつ方やその御家族が、アレルギー疾患と上手に付き合いながら、安心して暮らすことができる社会を実現するためには、アレルギー疾患の特性を踏まえて、東京都、区市町村、医療機関、社会福祉施設、学校等の関係機関が連携し、一体となって総合的な対策を進めていくことが求められます。

このため、都は、適切な自己管理や生活環境の改善のための情報提供や、患者が状態に応じた適切な医療を受けられる医療提供体制の整備、患者やその御家族の生活の質の維持向上を支援する環境づくりの3つを施策の柱とする「東京都アレルギー疾患対策推進計画」を策定しました。

本年1月に公表した『『3つのシティ』の実現に向けた政策の強化（平成30年度）～2020年に向けた実行プラン～』においても、誰もがいきいきと生活でき、活躍できる都市「ダイバーシティ」の実現に向けた取組の一つとして、アレルギー疾患対策の推進を掲げており、今後、本計画に基づき、アレルギー疾患対策を着実に前進させてまいります。

平成30年3月

東京都知事

小池百合子

目次

第1章 計画策定の趣旨	1
1 背景	
2 計画の位置づけ	
3 計画期間	
第2章 アレルギー疾患対策の施策体系	2
第3章 アレルギー疾患をめぐる現状	3
1 疾患の特徴と患者の状況	3
(1) アレルギー疾患の特徴	
(2) アレルギー疾患患者の状況	
2 都におけるアレルギー疾患対策	5
(1) 日常生活における予防等のための知識の普及等	
(2) 疾患の状態に応じた適切な医療を提供する体制	
(3) 患者等の生活の質の維持・向上に向けた支援	
第4章 アレルギー疾患対策に係る施策の展開	10
<施策の柱Ⅰ> 適切な自己管理や生活環境の改善のための取組の推進	11
施策 1 患者・家族への自己管理のための情報提供等	
施策 2 大気環境の改善	
施策 3 花粉症対策の推進	
施策 4 アレルゲン表示など食品に関する対策	
施策 5 生活環境が及ぼす影響に関する知識の普及等	
<施策の柱Ⅱ> 患者の状態に応じた適切な医療やケアを提供する体制の整備	18
施策 6 医療従事者の資質向上	
施策 7 専門的医療の提供体制の整備	
施策 8 医療機関に関する情報の提供	
<施策の柱Ⅲ> 生活の質の維持・向上を支援する環境づくり	20
施策 9 多様な相談に対応できる体制の充実	
施策 10 社会福祉施設や学校等職員の緊急時対応力の向上	
施策 11 事故防止・緊急時対応のための組織的取組の促進	
施策 12 災害時に備えた体制整備	
<施策展開の土台> 施策を推進するための取組	25
取組 1 施策展開の基礎となる調査等の実施	
取組 2 関係機関及び区市町村との連携・協力	
取組 3 専門的知見等を取り入れた対策の検討等	

資料編

1	各種調査結果の概要	28
	(1) 東京都におけるアレルギー疾患患者の状況	28
	(2) 学校保健統計調査の概要	30
	(3) アレルギー疾患に関する3歳児全都調査(平成26年度概要版)	31
	(4) アレルギー疾患に関する施設調査(平成26年度概要版)	33
	(5) 花粉症患者実態調査(平成28年度概要版)	36
	(6) 東京都医療機能実態調査(平成28年度抜粋)	41
2	アレルギー疾患対策基本法	42
3	アレルギー疾患対策の推進に関する基本的な指針	47
4	用語解説	54

第1章 計画策定の趣旨

1 背景

東京都（以下、「都」という。）は、平成10年に「東京都アレルギー疾患¹対策検討委員会²」を設置して以降、日常生活の中での予防対策に係る普及啓発やアレルギー疾患の相談等に係る人材育成、区市町村や保育所等の支援等を実施してきました。

アレルギー疾患が、国民生活に多大な影響を及ぼしている現状や、生活環境に係る多様かつ複合的な要因によって発生し、重症化することに鑑み、アレルギー疾患対策を総合的に推進するため、平成27年12月25日に、「アレルギー疾患対策基本法³（平成26年法律第98号。以下「法」という。）」が施行され、平成29年3月21日には「アレルギー疾患対策の推進に関する基本的な指針⁴（平成29年厚生労働省告示第76号。以下「基本指針」という。）」が策定されました。

こうした状況を踏まえ、都は、アレルギー疾患対策を総合的に推進するため、「東京都アレルギー疾患対策推進計画（以下「計画」という。）」を策定することとしました。

2 計画の位置づけ

本計画は、法第13条に基づき策定する、都におけるアレルギー疾患対策の推進に関する計画です。

3 計画期間

計画期間は、平成29年度（2017年度）から平成33年度（2021年度）までの5年間とします。

ただし、基本指針の改正やアレルギー疾患に関する状況の変化があった場合は、策定から5年を経過する前であっても、必要に応じて内容の見直しを行います。

1 アレルギー疾患：54 ページ参照

2 東京都アレルギー疾患対策検討委員会：58 ページ参照

3 アレルギー疾患対策基本法：本文 42 ページ、用語解説 54 ページ参照

4 アレルギー疾患対策の推進に関する基本的な指針：本文 47 ページ、用語解説 54 ページ参照

第2章 アレルギー疾患対策の施策体系

法では、地方公共団体が、国の施策と相まって、当該地域の実情に応じて行う基本的施策を大きく3つの区分に整理して掲げています。

- (1) アレルギー疾患の重症化の予防及び症状の軽減のための施策
- (2) アレルギー疾患医療の均てん化⁵の促進等のための施策
- (3) アレルギー疾患を有する者の生活の質の維持向上のための施策

都は、これを踏まえて、都のアレルギー疾患対策に係る施策の方向性を3つの「施策の柱」に整理し、アレルギー疾患をめぐる現状を踏まえた諸課題に的確に対応すべく総合的な取組を推進していきます。

施 策 の 柱

- I 適切な自己管理や生活環境の改善のための取組の推進
- II 患者の状態に応じた適切な医療やケアを提供する体制の整備
- III 生活の質の維持・向上を支援する環境づくり



5 医療の均てん化：55 ページ参照

第3章 アレルギー疾患をめぐる現状

1 疾患の特徴と患者の状況

(1) アレルギー疾患の特徴

アレルギー疾患は、気管支ぜん息⁶やアトピー性皮膚炎⁷、食物アレルギー⁸、アレルギー性鼻炎⁹等、疾患の種類や病態が多様な慢性疾患で、症状の悪化と改善を繰り返すことが多く、治療等により一旦は症状が改善し安定した状態が続いた後であっても、抑えられていた症状が再び悪化することがあります。

また、卵や牛乳、小麦などの食品、ダニ・ハウスダスト¹⁰、たばこの煙、スギ・ヒノキ等の花粉、大気汚染の原因物質等、生活環境中に広く存在する様々な因子で症状が誘発されます。これらのアレルゲン¹¹や増悪因子¹²が引き金となって、急激な重症化やぜん息発作、アナフィラキシーショック¹³等を引き起こすこともあります。

このように、アレルギー疾患は、生活の質（以下「QOL」という。）に影響を及ぼす場合が多い疾患です。

6 気管支ぜん息：56 ページ参照
7 アトピー性皮膚炎：54 ページ参照
8 食物アレルギー：57 ページ参照
9 アレルギー性鼻炎：55 ページ参照
10 ハウスダスト：59 ページ参照
11 アレルゲン：55 ページ参照
12 増悪因子：57 ページ参照
13 アナフィラキシーショック：54 ページ参照

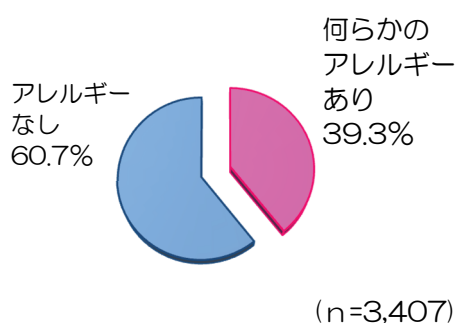
(2) アレルギー疾患患者の状況

厚生労働省が実施している患者調査¹⁴のデータを基にした推計では、アレルギー疾患により医療機関を受診する患者数は増加傾向にあります。

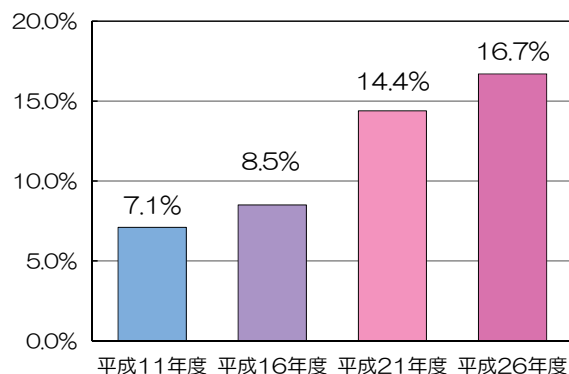
平成26年度に都が実施した「アレルギー疾患に関する3歳児全都調査¹⁵」(以下「3歳児調査」という。)では、3歳までに何らかのアレルギー疾患であると診断された子供は約4割という結果でした。疾患別に見た場合、食物アレルギーのある子供は、調査を開始した平成11年度から一貫して増加しています。

また、東京都の「花粉症¹⁶患者実態調査¹⁷」では、スギ花粉症推定有病率は調査開始の昭和58年度から一貫して増加しています。

3歳までに何らかのアレルギー症状があり、かつ診断された児の割合



食物アレルギーのり患状況の推移



出典 アレルギー疾患に関する3歳児全都調査(平成26年度)¹⁵/福祉保健局

14 東京都におけるアレルギー疾患患者の状況：28ページ参照

15 アレルギー疾患に関する3歳児全都調査(平成26年度概要版)：31ページ参照

16 花粉症：56ページ参照

17 花粉症患者実態調査(平成28年度概要版)：36ページ参照

2 都におけるアレルギー疾患対策

(1) 日常生活における予防等のための知識の普及等

ア 適切な自己管理のための情報提供

アレルギー疾患の症状の発症・重症化を予防し、症状の軽減を図るためには、適切な自己管理を継続的に実践することが重要です。

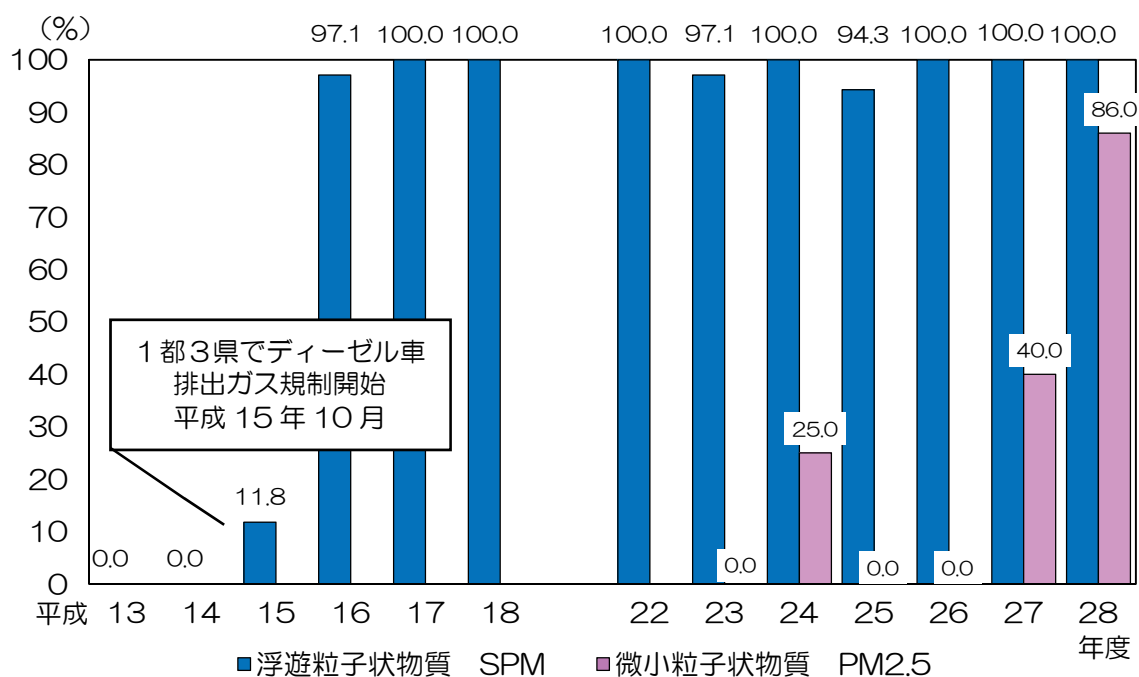
都は、現在、啓発資材の作成や都民向け講習会の開催などを行っています。

イ 生活環境の改善・リスクの低減

重症化の予防や症状の軽減のためには、患者を取り巻く生活環境の改善を図ること、また、患者自身がアレルゲンや増悪因子を軽減、回避することが重要です。

都は、ディーゼル車の排出ガス規制や花粉の少ない森づくり、室内環境におけるアレルゲン低減化等の普及啓発、食品中のアレルゲンの適切な表示や製造時の混入防止、ぜん息発作の増悪因子となるたばこの煙の対策などに取り組んでいます。

自動車排出ガス測定局の環境基準達成状況



出典 大気汚染常時測定結果のまとめ（2016（平成28）年度）/環境局

(2) 疾患の状態に応じた適切な医療を提供する体制

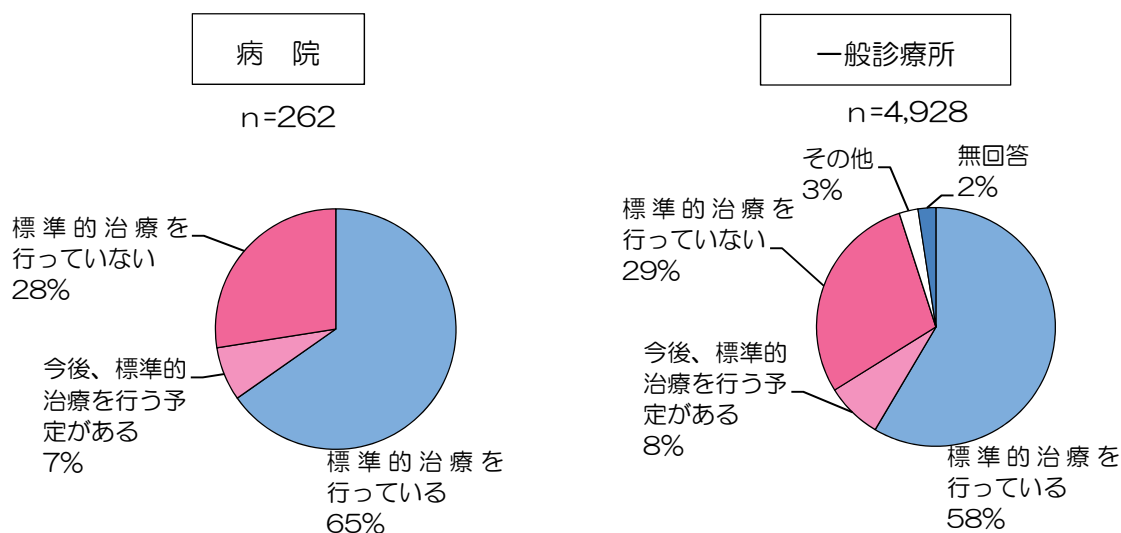
ア 標準的治療¹⁸の普及

現在では、関係学会により分野別の診療ガイドライン¹⁹が整備され、ガイドラインに基づく標準的治療を受けることで症状のコントロールがほぼ可能になってきています。

しかし、厚生労働科学研究「アレルギー疾患対策の均てん化に関する研究」では、アレルギー科を標ぼうしている医療機関でも、必ずしも最新の診療ガイドラインを参照しているのではないことが報告されています。

また、東京都医療機能実態調査（平成28年度）²⁰でも、「アレルギー疾患の診療を行っている」と回答した医療機関のうち約4割が、「アレルギー疾患診療ガイドラインに準ずる標準的治療を行っていない」と回答しています。

アレルギー疾患診療ガイドラインに準ずる標準的治療の実施状況



東京都医療機能実態調査（平成28年度）²⁰の結果から作成

18 標準的治療：59 ページ参照

19 診療ガイドライン：57 ページ参照

20 東京都医療機能実態調査（平成28年度抜粋）：41 ページ参照

イ 標準的な治療では病態が安定化しない患者等に対する医療

アレルギー疾患の中には、診断が困難な場合や、標準的な治療では病態が安定化しない重症及び難治性のものもあります。

国は、医療提供体制に関する通知（平成29年7月）において、患者が居住する地域に関わらず適切な医療を受けることができるよう、全国的な拠点病院と都道府県の拠点病院、地域の医療機関やかかりつけ医による連携体制を整備することとしています。

ウ 医師以外の医療従事者の資質の向上

アレルギー疾患の治療においては、患者やその家族が塗り薬や吸入薬などの適切な使用や食事管理などを継続できるように支援していくことが必要です。そのため、薬剤師、看護師、栄養士等の医療従事者が、アレルギー疾患治療に関する専門的な知識や技能を高め、それぞれの専門性を生かして、患者や家族へのきめ細かい説明や指導を行うことが重要です。都では、こうした医療従事者を対象とした研修会等においてアレルギー疾患治療に関する情報提供を行っています。

エ 患者や家族等への医療機関に関する情報提供

疾患の種類や病態が多様なアレルギー疾患では、症状に応じ適切な医療機関を受診できるようにすることが重要です。

平成26年度に実施した3歳児調査では、行政（都や区市町村）に対し希望する取組として、約5割の保護者の方が、アレルギー疾患に関する知識や医療機関に関する情報提供を挙げています。

都では、アレルギー疾患の診療を行っている医療機関の情報を、電話やインターネットで提供しています。

(3) 患者等の生活の質の維持・向上に向けた支援

ア 多様な相談への対応

アレルギー疾患は、長期的にQOLに影響を及ぼす場合が多く、また、乳幼児に発症が多いなど、患者やその家族の心理的な負担も大きいものがあります。

都内の保健所や区市町村では、保健師や栄養士等が、都民からの相談に対応しています。

イ 保育施設や学校等の対応力の向上

患者の発症予防やQOLの維持向上には、家族に加え、患者が日常生活で接する関係者の理解と支援が不可欠です。とりわけ、患者が子供の場合は、自分で病状を把握できず、十分な説明もできないため、その必要性が大きいと言えます。

平成26年度に都が保育施設等を対象に実施した「アレルギー疾患に関する施設調査²¹」(以下「施設調査」という。)では、食物アレルギーやぜん息を持つ子供が在籍している施設の割合は約8割と高く、また、過去1年間に施設内で子供の食物アレルギー症状の出現を経験した施設は約2割に上りました。その一方で、委員会等を設置し、組織的に対策を検討している施設は、約4割にとどまっています。

都では、保育施設をはじめとする社会福祉施設や学校等²²の職員が緊急時に組織的に対応できるよう、対応マニュアルの作成や施設職員向けの研修などを実施しています。

ウ 災害時への備え

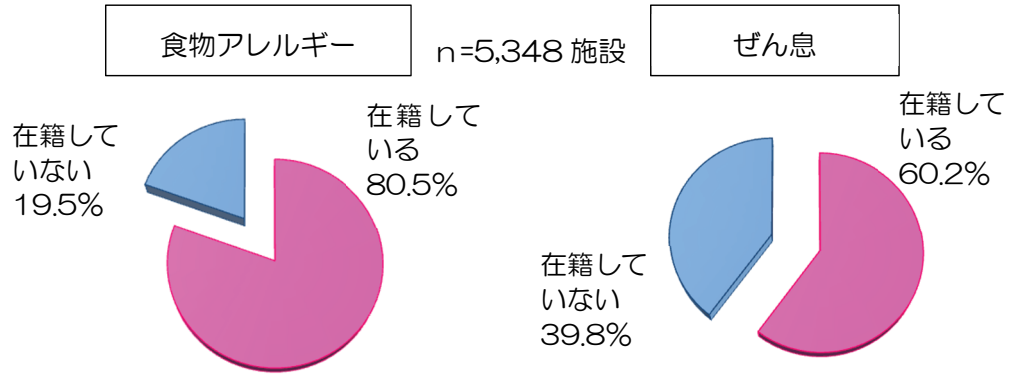
災害時においては、避難生活を余儀なくされ、適切に自己管理を行うことができなくなるなどにより、症状が悪化することが懸念されます。

都では、講演会やホームページなどで災害時の対応について情報提供をしています。

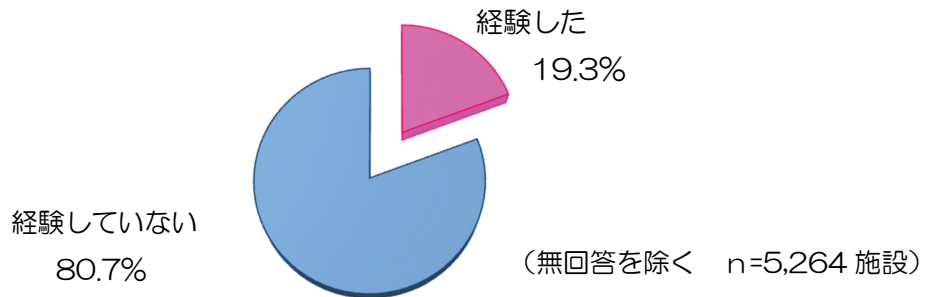
21 アレルギー疾患に関する施設調査(平成26年度概要版)：33ページ参照

22 社会福祉施設や学校等：56ページ参照

アレルギーのある園児・児童が在籍する割合



過去1年間に施設内での子供の食物アレルギー症状の出現を経験した施設



出典 アレルギー疾患に関する施設調査（平成26年度）²¹/福祉保健局



第4章 アレルギー疾患対策に係る施策の展開

都は、アレルギー疾患をめぐる現状を踏まえ、対策の充実や関係機関との連携の強化を図り、総合的に施策を展開していきます。

また、施策展開の土台となるよう、施策検討の基礎となる調査や関係機関等との連携協力体制の構築など、施策を推進するための3つの取組を進めていきます。

東京都アレルギー疾患対策推進計画 施策の体系図



施策の柱Ⅰ 適切な自己管理や生活環境の改善のための取組の推進

都民がアレルギー疾患に関する正しい情報に基づいて、適切な自己管理や生活環境中の増悪因子等の回避、軽減などに取り組み、発症・重症化の予防や症状の軽減につなげられるよう、情報を入手しやすい環境を整えるとともに、最新の知見を踏まえた情報を提供するなど、普及啓発を充実していきます。

また、アレルゲンや増悪因子による影響を低減するため、大気環境の改善や花粉症対策等をさらに進めていきます。

施策 1 患者・家族への自己管理のための情報提供等

【福祉保健局、病院経営本部】

- アレルギー疾患に関する基礎知識、自己管理や生活環境の改善方法等の情報を「東京都アレルギー情報 navi.²³」により、患者・家族等に提供します。
- 患者・家族等を対象に、アレルギー疾患に関する最新の知見や自己管理方法、標準的な治療法などについての専門医²⁴等による講演会を開催します。
- 区市町村が地域の住民等を対象に実施する、アレルギー疾患対策に関する講演会等の普及啓発の取組を支援します。

また、区市町村からの要請に応じて、専門医等を講師として派遣します。



【都民向けアレルギー講演会】
福祉保健局



【ぜん息の患者さん、ご家族へ】
【食物アレルギーについて正しく知りましょう】
(リーフレット) 福祉保健局

23 東京都アレルギー情報 navi. : 12、58 ページ参照

24 専門医 : 57 ページ参照



(1) 目的

アレルギー疾患には様々な原因や症状があり、重症化の予防や症状の軽減のためには正しい知識を持つことが重要であることから、疾患の基礎知識等の普及のために開設しました。

(2) 対象

疾患のある方とその家族、医療関係者や保育施設等の職員など

(3) 掲載コンテンツ

アレルギー疾患に関する情報を総合的に掲載しています。

- ・ アレルギー疾患の基礎知識
- ・ 自己管理方法
- ・ 研修教材等の出版物
- ・ 緊急時対応マニュアル
- ・ 専門医・医療機関情報
- ・ 診療ガイドライン等の情報
- ・ よくある質問
- ・ 講演会、研修情報
- ・ コラム、事例集
- ・ 関連リンク 他

(4) サイトの特長



ポイント① 求める情報を探しやすい

疾患別、目的別に選べるメニューボタン※を設置し、検索がスムーズにできるようにしました。

ポイント② 最新情報をタイムリーに

関連サイトの新着情報を集め、アレルギー疾患に関する最新情報をまとめて掲載します。

ポイント③ 信頼できる情報を掲載

誤った情報で症状を悪化させることがないように、専門医等が監修した正しい情報をお届けします。

<※疾患別メニュー・目的別メニュー>

疾患で探す	● 食物アレルギー	● 小児ぜん息	● 成人ぜん息	● アトピー性皮膚炎	● アレルギー性鼻炎 アレルギー性結膜炎 花粉症
目的で探す	● アレルギーを知る	● 資料・出版物を見る	● 講演会等に 参加する	● 医療機関を探す	● 緊急時対応を 確認する



URL : <http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/allergy/>

<QRコード>

施策 2 大気環境の改善

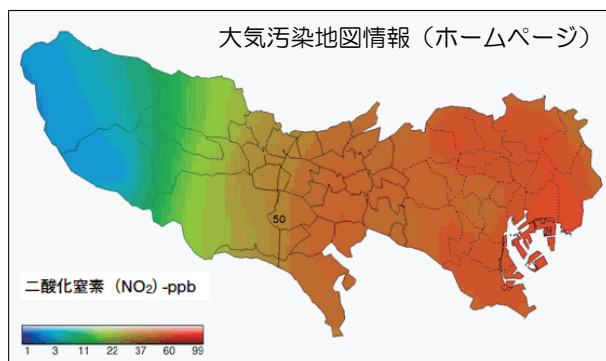
【環境局】

- 工場、事業場に対して、ばい煙等の排出について法令に基づく届出の指導や審査を行うとともに、必要に応じて立入検査を実施し、規制指導を徹底します。
- 低公害・低燃費車の導入に対する助成、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例²⁵（環境確保条例）」に基づくディーゼル車規制²⁶などにより、自動車排出ガス削減対策を進めます。
- 大気汚染物質の常時測定・監視を行い、測定値をわかりやすく公表します。



路上での車両検査の様子

【違反ディーゼル車の取締り】環境局



【大気汚染モニタリングシステム】環境局

都内82か所に大気汚染の状況を測定する装置を設置し、24時間連続して測定しています。

1時間ごとの測定データは、環境局ホームページ上で公開しています。

25 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例：59 ページ参照

26 ディーゼル車規制：57 ページ参照

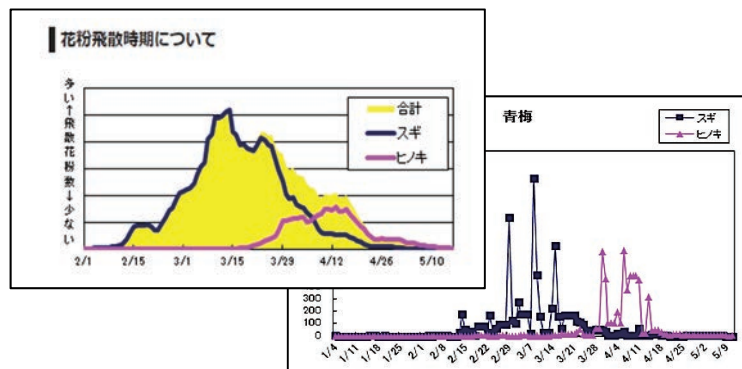
施策 3 花粉症対策の推進

【産業労働局、環境局、福祉保健局】

- スギ・ヒノキ林の主伐²⁷を実施し、花粉の少ないスギ苗木等を植栽することにより樹種更新を図ります。
- 針葉樹と広葉樹の混交林化により森林からの花粉飛散の削減を図ります。
- スギ、ヒノキ等の花粉の飛散状況の継続的な観測、解析を行い、花粉の飛散開始時期や飛散数等の情報を都民に提供します。



【花粉の少ないスギ苗木の植栽】
産業労働局



【東京都の花粉情報】(ホームページ)
福祉保健局

花粉の飛散開始時期・花粉数の予測

休眠中のスギは、急激な気温の低下により休眠から目覚め、開花の準備を始めます。気温が低くなるのが早いと目覚めの時期が早まります。また、休眠から目覚めた後の気温が高いと開花が早まり、気温が低いと遅くなります。都では、11月以降の気象条件を組み合わせ、飛散開始日を予測しています。

飛散花粉数は、以下の情報を組み合わせて予測を行っています。

- ① 前年の夏の気象
夏に日照時間が多く気温が高いとスギの花芽がよく成長し、翌年の花粉数が多くなります。逆に、日照時間が少なく気温が低いと、花粉数は少なくなります。
- ② 前年秋のスギ花芽の状況
スギの花芽が成熟する11月に、関東地区のスギ林についている花芽の量や、花粉を放出する雄花の成長具合を調査し、生産される花粉数を推定します。
- ③ 過去の飛散傾向
スギ花粉の飛散数の増加傾向や、地域による飛散数の違いなどを考慮しています。



スギの雄花



出典 花粉症一口メモ /福祉保健局

27 主伐：56 ページ参照

施策 4 アレルゲン表示など食品に関する対策

【福祉保健局】

- 食品表示法で表示が義務付けられているアレルゲン²⁸（えび、かに、小麦、そば、卵、乳、落花生）について、食品の製造・販売事業者等の監視指導や食品の検査を実施し、アレルゲン表示の適正化を図るとともに、講習会やパンフレット、ホームページ（「食品衛生の窓」²⁹）等を通じて普及啓発を行います。

アレルゲン表示の違反により、事業者が自ら食品等の回収を行う場合は、東京都食品安全条例³⁰に基づき、報告を徴収して、回収情報を的確に把握し、ホームページで広く都民に注意喚起を行います。

- 食品の製造施設に対し、使用原材料の点検・確認を指導するほか、アレルゲン検査等の手段を活用し、製造段階における意図しないアレルゲンの混入防止を図ります。
- 給食施設や飲食店等の食品関係事業者からのアレルギー対応に関する相談に対して、保健所等が必要な助言、指導を行います。
- 飲食店等において、消費者にアレルゲンに関する情報を適切に提供できるよう、営業者や従業員向け資料を配布するなど普及啓発を行います。

また、外国人にも説明や情報提供ができるよう、ピクトグラム³¹や指さしシートなどのコミュニケーションツールを提供し、飲食店を支援します。



【適正表示推進者育成講習会】
福祉保健局



【食品製造施設における監視指導】
福祉保健局

28 食品表示法で表示が義務付けられているアレルゲン：56 ページ参照

29 「食品衛生の窓」：56 ページ参照

30 東京都食品安全条例：58 ページ参照

31 ピクトグラム：59 ページ参照

食品表示や食物アレルギー対策の普及啓発資料



【食品表示】(DVD、ガイドブック、リーフレット)
/福祉保健局



アレルギーコミュニケーションシート

食物アレルギーをお持ちの方は、このシートをご利用ください。
If you have any allergies, please use this check sheet.
食物过敏者请使用本表单。如果您有食物过敏，请使用此清單。
음식을 알레르기가 있으신 분은 이 시트를 이용해 주십시오.

●食べられないものにしるしをつけてください。
Please tick the ingredients you are allergic to.
请在不能食用的食品上划勾。請勿勾选不能吃的食材。 먹을 수 없는 것에 체크해 주십시오.

<input type="checkbox"/> 卵 egg 鸡蛋 蛋类	<input type="checkbox"/> 牛乳 milk 牛乳 牛奶	<input type="checkbox"/> 小麦 wheat 小麦 麵粉	<input type="checkbox"/> 落花生 peanut 落花生 花生	<input type="checkbox"/> そば soybean 大豆 豆	<input type="checkbox"/> 甲殻類 shellfish 甲殻類 貝類
<input type="checkbox"/> 魚 fish 魚類 鱼类	<input type="checkbox"/> 豚肉 pork 豚肉 猪肉	<input type="checkbox"/> 鶏肉 chicken 鶏肉 鸡肉	<input type="checkbox"/> 牛肉 beef 牛肉 牛肉	<input type="checkbox"/> 羊肉 lamb 羊肉 羊肉	<input type="checkbox"/> 鶏肉 chicken 鶏肉 鸡肉
<input type="checkbox"/> カシューナッツ cashew 腰果 腰果	<input type="checkbox"/> くるみ walnut 胡桃 核桃	<input type="checkbox"/> ごま sesame 芝麻 芝麻	<input type="checkbox"/> 大豆 soybean 大豆 大豆	<input type="checkbox"/> 芋 yam 芋 芋	<input type="checkbox"/> セラチン gelatin ゼラチン 明膠
<input type="checkbox"/> 小麦 wheat 小麦 麵粉	<input type="checkbox"/> 落花生 peanut 落花生 花生	<input type="checkbox"/> そば soybean 大豆 豆	<input type="checkbox"/> 甲殻類 shellfish 甲殻類 貝類	<input type="checkbox"/> 魚 fish 魚類 鱼类	<input type="checkbox"/> 豚肉 pork 豚肉 猪肉

・接客者 _____ ・テーブル番号 _____ ・注文品(時刻) _____ (:) _____

お客様に確認する際は、次の文章を指差して使用しましょう。

このメニューには、選択された食材を使用しません。
This meal does not include any of the ingredients you have chosen.
本餐中没有使用您所选择的食材。此道菜不使用您选择的食材。 이 메뉴는 선택하신 식재료를 사용하지 않습니다.

このメニューには、選択された食材を使用しています。
This meal includes ingredients you have chosen.
本餐中使用您所选择的食材。此道菜使用您选择的食材。 이 메뉴에는 선택하신 식재료를 사용하여 만들었습니다.

このメニューには、選択された食材が混入することがあります。
This meal may include ingredients you have chosen, through cross contamination.
本餐中混入有所选择的食材。此道菜有可能混入您选择的食材。 이 메뉴에는 선택된 식재료가 혼입되어 있을 수 있습니다.

このメニューは、選択された食材を除去して提供することができます。
We can prepare this meal by omitting ingredients you have chosen.
本餐可以为去除您所选择的食材。此道菜可以不用您选择的食材。
이 메뉴는 선택하신 식재료를 뺀 채 제공할 수 있습니다.

残念ながら当店では、選択された食材を除いた食事の提供はできません。
We are unable to prepare this meal without including ingredients you have chosen.
非常抱歉本店不能提供去除您所选择食材的餐品。很抱歉，本店的料理无法不用您选择的食材。
죄송합니다만, 당 점에서는 선택하신 식재료를 뺀 식사를 제공할 수 없습니다.

食物アレルギーのあるお客様やその家族が飲食店を安心して利用できるよう、飲食店における食物アレルギー対策への取組が求められています。

このリーフレットに掲載されている「アレルギーコミュニケーションシート」には、日本語のほか、英語・中国語・韓国語等が記載されています。また、これらの言語を理解できない方とコミュニケーションが取れるよう、ピクトグラム(絵文字)を使用しています。

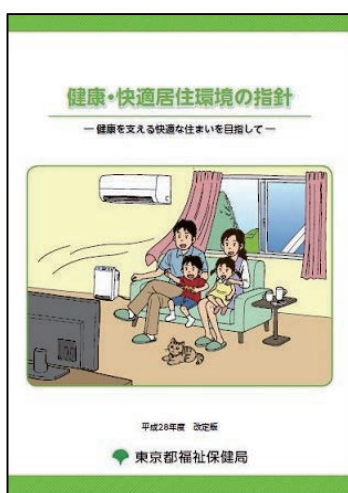
【飲食店の皆さま 食物アレルギー対策に取り組みましょう】
(リーフレット) /福祉保健局

施策 5 生活環境が及ぼす影響に関する知識の普及等

【福祉保健局】

- アレルギー疾患は、排出ガスや花粉のほか、室内のダニ、たばこの煙など生活環境に係る多様かつ複合的な要因によって発生し、重症化することがあることから、生活環境が疾患に及ぼす影響についての最新の知見やデータを踏まえた普及啓発に取り組みます。
- 室内環境対策の総合的なガイドブックである「健康・快適居住環境の指針」により、ダニ、カビ、ペットやたばこの煙等のアレルゲンや増悪因子の除去・軽減対策に関する情報提供を行います。

室内環境対策のガイドブック



住まいの環境は、健康や暮らしの快適さを支える基本です。このガイドブックには、アレルゲン対策をはじめ、健康で快適な住まい方の指針やチェックポイントが記載されています。

住宅内のアレルゲンには、ダニ、カビ、ペットの毛などがあります。アレルギー疾患の対策として、原因となるアレルゲンや増悪因子を避けるための環境整備を行うことも重要です。

【健康・快適居住環境の指針】
(ガイドブック) / 福祉保健局

チェックポイント 31-2

ダニが最も生息しやすい寝具について、アレルゲンを減らすための対策を行っていますか。

<寝具のダニ対策>

① 十分な乾燥と掃除機がけ

- ・ダニは乾燥に弱いので、布団は天日干し又は布団乾燥機を用いてよく乾かしましょう。
- ・布団を干した後、布団をたたくと、布団表面にダニアレルゲンが細かくなって浮き上がるため、寝ている時に吸込み、症状を悪化させることがあります。布団を干した後は、必ず掃除機がけを行うことで、ダニアレルゲンを減らすことができます。
- ・1週間に1回、1m²あたり20秒の時間をかけて、布団の表・裏に掃除機がけを行いましょう。



都民がアレルギーの状態に応じて適切な医療を受けることができるよう、アレルギー疾患医療の質の向上と医療機関の連携体制の構築、医療機関に関する情報提供の充実等に取り組みます。

施策 6 医療従事者の資質向上

【福祉保健局、病院経営本部、東京消防庁】

- アレルギー疾患の専門的医療を行う医療機関や医師会等の関係団体と連携し、地域において日々のアレルギー疾患医療を提供している診療所や病院の医師を対象として、診療ガイドラインによる標準的治療、患者の日常生活や疾患管理の支援などを内容とした研修を実施し、専門的な知識の普及と技能の向上を図ります。
- 「東京医師アカデミー³²」の小児科コース等において、関連するアレルギー疾患について研修を実施し、専門的なアレルギー疾患医療の提供が可能な医師を育成します。
- 薬剤師、看護師、栄養士等に対し、薬剤師会、看護協会、栄養士会等の関係団体と協力して研修を実施します。
- 救急隊員に対し、アレルギー症状を呈する傷病者に対する対応及び自己注射が可能なアドレナリン製剤の取扱いについて教育を行います。
- 医療従事者が、アレルギー疾患医療に関する最新の知見などの情報を得られるよう、関係学会と連携して、「東京都アレルギー情報 navi.」により情報提供します。

32 東京医師アカデミー：58 ページ参照

施策 7

専門的医療の提供体制の整備

【福祉保健局、病院経営本部】

- 診断が困難な症例や、標準的治療では病態が安定しない重症及び難治性のアレルギー疾患の患者が円滑に専門的な医療を受けられるよう、今後、幅広い診療領域に対応可能な、都におけるアレルギー疾患医療の拠点病院を選定するとともに、拠点病院を含む専門的なアレルギー疾患医療を提供する医療機関のネットワーク構築に取り組みます。

また、診療ネットワークに参画する病院と地域の医療機関が、それぞれの役割に応じ円滑に連携できる体制の整備に取り組みます。

施策 8

医療機関に関する情報の提供

【福祉保健局】

- 疾患の種類や病態が多様なアレルギー疾患患者が、状態に応じた適切な医療機関を受診できるよう、診断が困難な患者や重症及び難治性のアレルギー疾患患者の診療を行う専門的な医療機関に関する情報を、「東京都アレルギー情報 navi.」により提供していきます。
- アレルギー疾患の診療を実施している医療機関の所在地や診療時間等について、電話やファクシミリ、インターネットを通じて提供していきます（東京都医療機関案内サービス「ひまわり」³³）。



【東京都アレルギー情報 navi.】（ホームページ）福祉保健局

33 東京都医療機関案内サービス「ひまわり」：58 ページ参照

施策の柱Ⅲ 生活の質の維持・向上を支援する環境づくり

患者・家族の様々な不安や悩みに適切に対応できるよう、相談体制の充実を図ります。

また、疾患管理に必要な行為を自ら十分に行うことができない乳幼児、児童、生徒、高齢者又は障害者が居住・滞在する施設や学校等において、適切な配慮や緊急時の対応ができるよう、施設等の職員への研修や情報提供を行います。

このほか、災害時に備えた体制を整備していきます。

施策 9 多様な相談に対応できる体制の充実

【福祉保健局】

- 患者やその家族の支援に携わる保健・福祉関係者、企業等の安全衛生担当者等を対象に、患者の日常生活や疾患管理を支援する上で役に立つ相談のノウハウや実技などを内容とした研修等を実施します。
- 保健所等においては、様々な職種の職員が専門性を生かして、アレルギー疾患の予防や管理、室内環境の改善等、都民からの相談に対応します。
- 東京都健康安全研究センター³⁴等は、都民からのアレルギー疾患に関する相談等に応じている保健所や区市町村の保健師や栄養士等の職員等に対し、必要に応じ、技術的助言を行います。
- 区市町村が実施するアレルギー相談事業を支援します。
- 国が専門的な相談に応じるために設置している「アレルギー相談センター³⁵」や患者家族会とも連携しながら、多様な相談に対応していきます。



【子供のアレルギー疾患に関する
相談実務研修】福祉保健局



【成人のアレルギー疾患に関する
相談実務研修】福祉保健局

34 東京都健康安全研究センター：58 ページ参照

35 アレルギー相談センター：55 ページ参照

施策 10

社会福祉施設や学校等職員の緊急時対応力の向上

【福祉保健局、教育庁、東京消防庁】

- 社会福祉施設や学校等の職員が、疾患管理を自ら十分に行うことができない子供や高齢者、障害者等に適切な配慮を行い、また、生命に危険が及ぶおそれのある、ぜん息発作やアナフィラキシー症状が起きた時などの緊急時に適切な対応ができるよう、実践的な対応方法を習得するための研修を実施するとともに、「東京都アレルギー情報 navi.」により施設等の職員向けの情報を提供していきます。
- 学校の教職員研修において、アレルギー対応に関する知識を習得する機会を設けます。
- 緊急時の対応力を向上させるため、心肺蘇生法及びAED³⁶の使用方法について、応急救護訓練及び救命講習等を実施します。



【ぜん息・食物アレルギー緊急時対応研修】福祉保健局



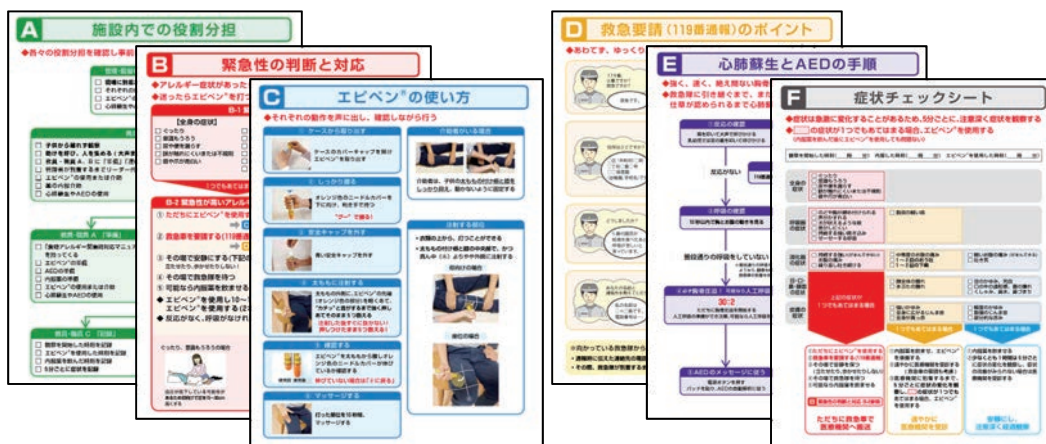
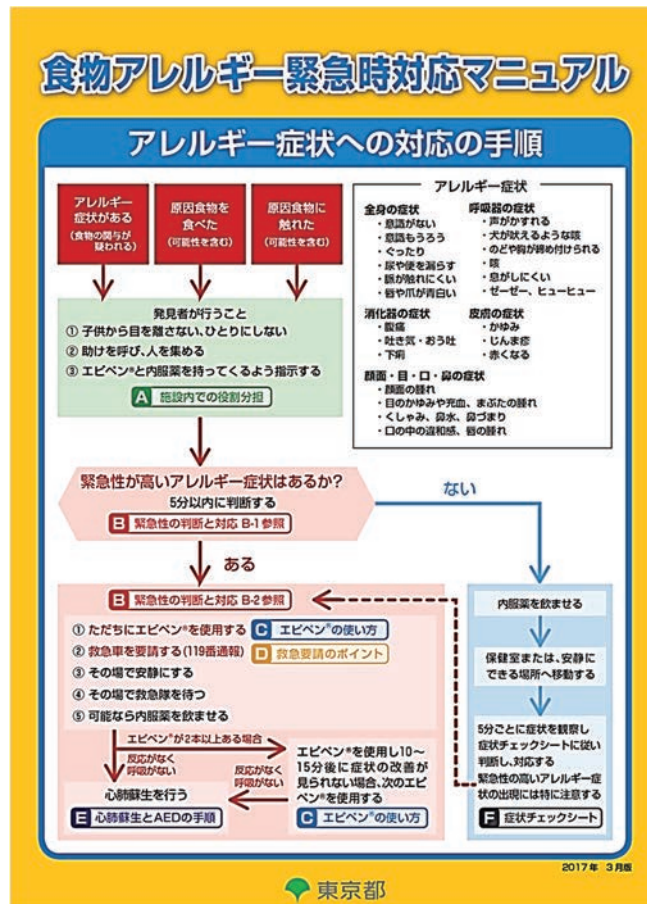
【救命講習】東京消防庁

36 AED：59 ページ参照

緊急時対応に関するマニュアル

このマニュアルは、学校や保育園などの子供を対象とした施設向けに作成されたものですが、一般のご家庭においても参考になるものです。

緊急時に慌てていると、適切な判断や対応ができなくなることもあります。このマニュアルは、フローチャートに沿って対応すれば、適切な対応にたどりつくように構成されています。



【食物アレルギー緊急時対応マニュアル】
(パンフレット) / 福祉保健局

施策 11

事故防止・緊急時対応のための組織的取組の促進

【福祉保健局、教育庁、生活文化局】

- アレルギー疾患のある児童・生徒が安心して学校生活を送ることができるよう、「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン³⁷」（文部科学省監修・財団法人日本学校保健会発行）や、「学校給食における食物アレルギー対応指針³⁸」（文部科学省）に基づき、各学校における事故予防の取組と事故発生時の緊急対応に関する組織的な体制づくりを推進します。
- 社会福祉施設や学校等において、地域の医療機関等と円滑に連携し、緊急時に組織的な対応を行うことができるよう、研修や保健所における講演会などを実施するとともに、「東京都アレルギー情報 navi.」により、緊急時対応に関するガイドブックやマニュアルを周知し、各施設における体制整備を支援します。
- 区市町村が行うアレルギー疾患対策に関する講演会や地域の関係者による意見交換会など、社会福祉施設や学校等と医療機関などとの連携体制を構築するための取組を支援します。

また、アレルギー児の状態に応じた保育サービスを提供する保育施設等での事故防止のための区市町村の取組を支援します。

アナフィラキシー補助治療剤 - アドレナリン自己注射薬（エピペン®）

「アドレナリン自己注射薬（エピペン®）」は、アナフィラキシー症状をきたした患者に対して、医師の治療を受けるまでの間、症状の進行を一時的に緩和し、ショックを防ぐための補助治療剤です。患者の病状に応じて、エピペン処方登録医師により処方されます。



アドレナリン自己注射薬（エピペン®） 0.3 mg・0.15 mg

【写真】マイラン EPD 合同会社エピペンサイトより

37 学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン：55 ページ参照

38 学校給食における食物アレルギー対応指針：55 ページ参照

施策 12

災害時に備えた体制整備

【福祉保健局】

- 平常時からの災害への備えや災害発生時における対応について、ホームページやガイドブック等に掲載するとともに、講演会等を通じて、都民や関係機関職員への普及啓発を行っていきます。
- 避難所運営に関わる方が、アレルギー対応に関する準備や配慮等ができるよう「避難所管理運営の指針³⁹」等により支援します。
- 区市町村等の災害備蓄の補完として、アレルギー用調製粉乳やアレルギーに配慮した食料の備蓄を行っていきます。

避難所における誤食事故の防止

子供の場合、食物アレルギーの原因となる食品について十分な理解をしていないために、避難所において周囲の人からお菓子などをもらって食べてしまうという事故が起こりかねません。

避難者の誤食事故の防止に向けた工夫として、食物アレルギーであることを周りから目視で確認できるよう、食物アレルギーの原因となる食品が示されたビブス、アレルギーサインプレート等を活用するといった対策も必要です。



【ビブスの例】

【写真】調布市「避難所における食物アレルギー対応について」より

39 避難所管理運営の指針：59 ページ参照

施策展開の土台 施策を推進するための取組

施策を効果的に進めていくため、関係機関や区市町村との連携・協力を強化します。

また、基礎的データの収集・分析を行うとともに、専門家の知見や患者・家族等の意見も取り入れ、施策の効果検証・検討を行っていきます。

取組 1 施策展開の基礎となる調査等の実施

【福祉保健局】

- 施策を効果的に推進するため、乳幼児に関するアレルギー調査など、統計データの集積・分析等の取組を実施していきます。

取組 2 関係機関及び区市町村との連携・協力

【福祉保健局】

- 医師会、薬剤師会、看護協会等の関係機関との情報共有や連携・協力により施策を進めていきます。
- 連絡会や研修等を通じて、情報共有や関係機関の取組に対する技術的な支援を行い、地域の実情に応じた相談体制や関係者間の連携体制の構築等を進めていきます。

取組 3 専門的知見等を取り入れた対策の検討等

【福祉保健局】

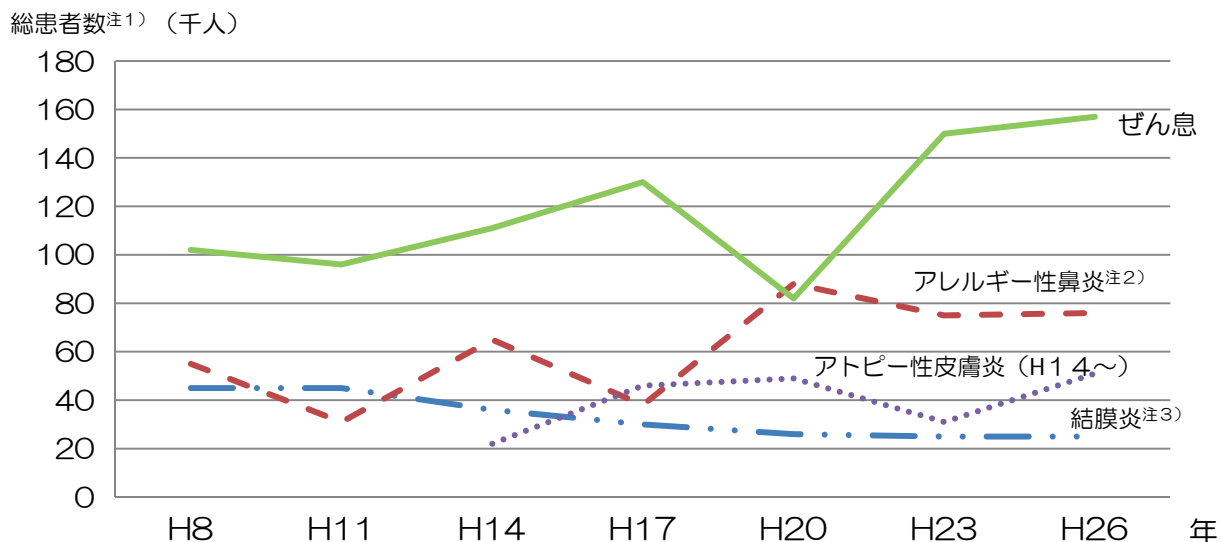
- 都におけるアレルギー疾患をめぐる状況を的確に捉え、本計画に基づく施策を効果的に推進するため、専門医、関係団体、区市町村、患者家族会等で構成する東京都アレルギー疾患対策検討委員会において、専門家の知見や患者・家族等の意見を取り入れながら施策の効果検証・検討を行っていきます。
- アレルギー疾患に関する状況変化や施策を実施する上での課題等を勘案し、必要に応じて、国に対して提案要求を行っていきます。

資料編

1 各種調査結果の概要

(1) 東京都におけるアレルギー疾患患者の状況

図1 アレルギー疾患推計患者数の年次推移（東京都）



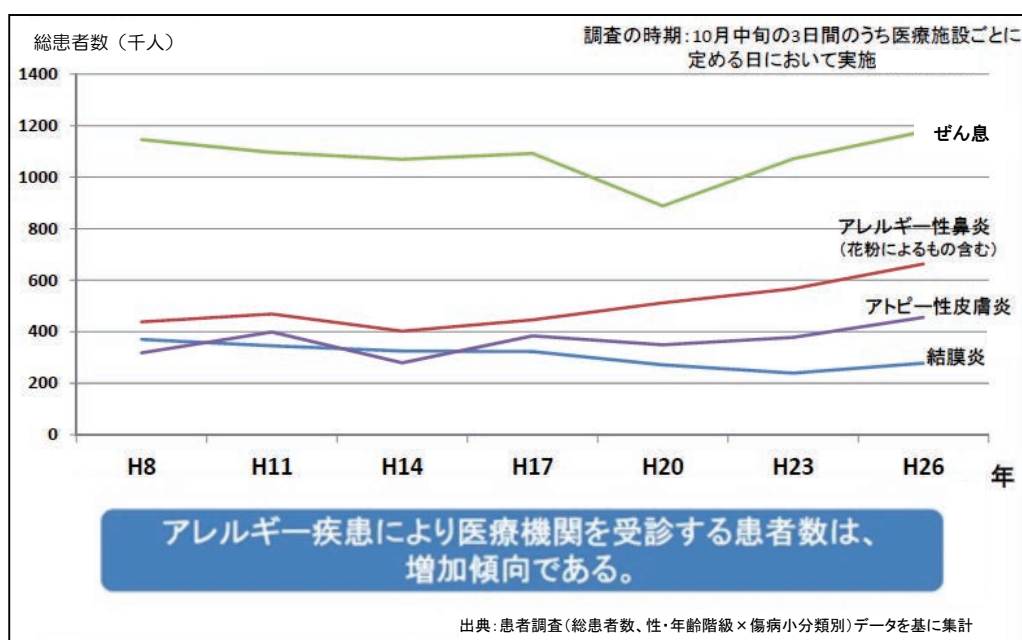
出典：患者調査（総患者数、性・年齢階級×傷病小分類別注4）、都道府県別）（厚生労働省）

調査の時期：10月中旬の3日間のうち医療施設ごとに定める1日。
 注1）総患者数（傷病別推計）：調査日現在において、継続的に医療を受けている者（調査日には医療施設を受療していない者も含む。）の数を、数式により推計したもの。

$$\text{総患者数} = \text{入院患者数} + \text{初診外来患者数} + \text{再来外来患者数} \times \text{平均診療間隔} \times \text{調整係数} (6/7)$$

 注2）アレルギー性鼻炎：花粉症によるものを含む。ただし、スギ・ヒノキ花粉による花粉症は2月～4月に多いため、本調査の患者数にはほとんど含まれないと推測される。
 注3）結膜炎：非アレルギー性の結膜炎患者を含む。
 注4）H8及びH11のみ、傷病中分類別より抽出

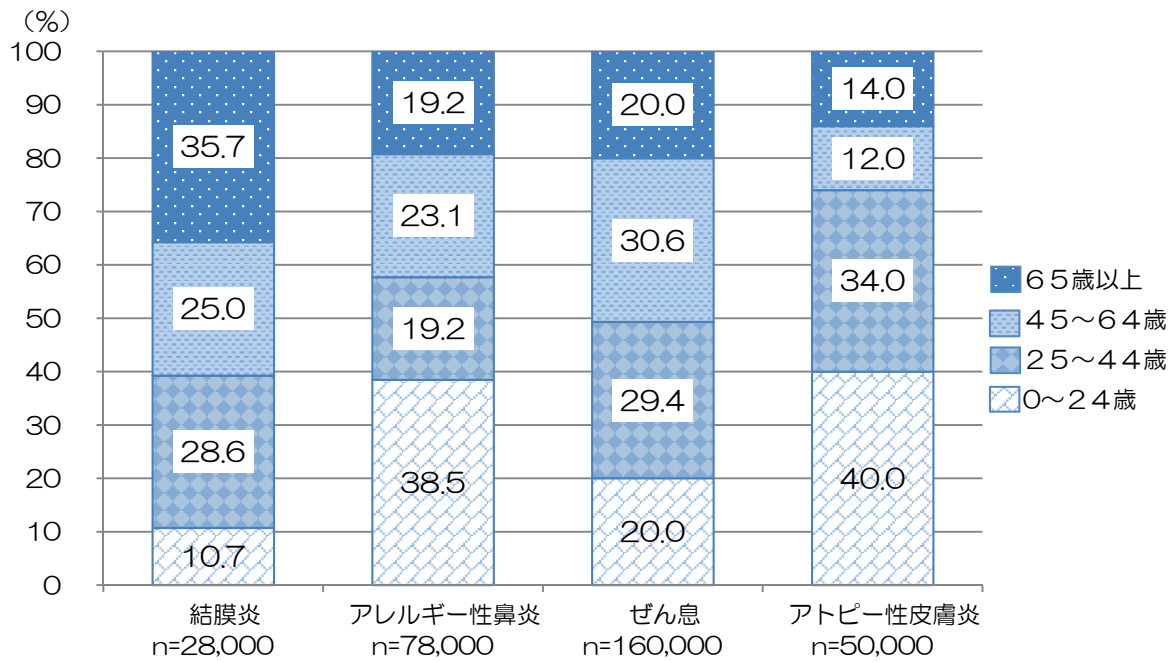
< 参考 > アレルギー疾患推計患者数の年次推移（全国）



出典：患者調査（総患者数、性・年齢階級×傷病小分類別）データを基に集計

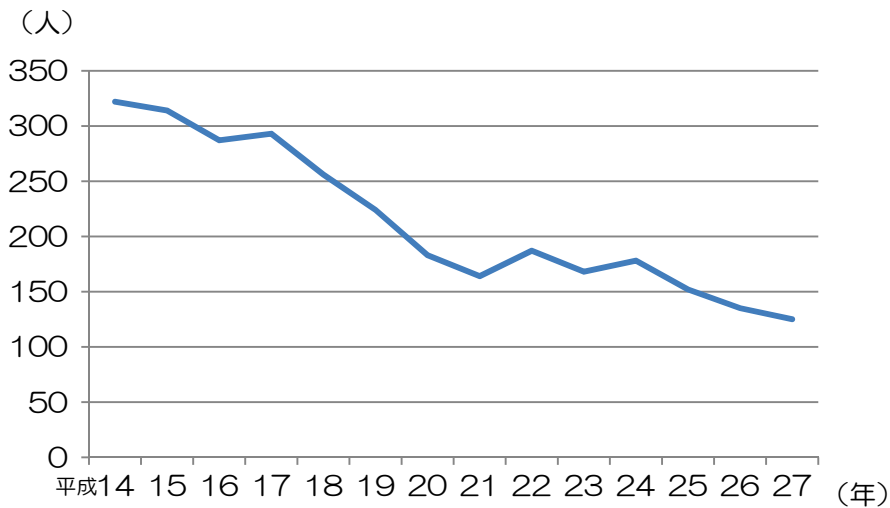
厚生労働省 第1回アレルギー疾患対策推進協議会（平成28年2月3日）
 資料2「アレルギー疾患対策について」より一部改変

図2 アレルギー疾患患者の疾患別・年齢階級別構成割合（東京都）



出典：平成26年患者調査（総患者数、性・年齢階級×傷病小分類別、都道府県別）（厚生労働省）

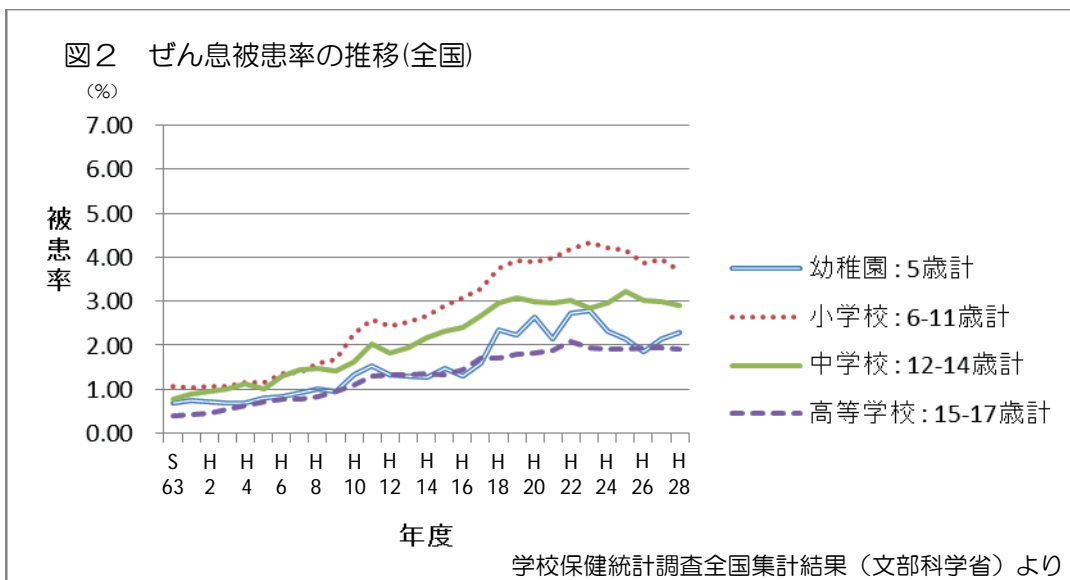
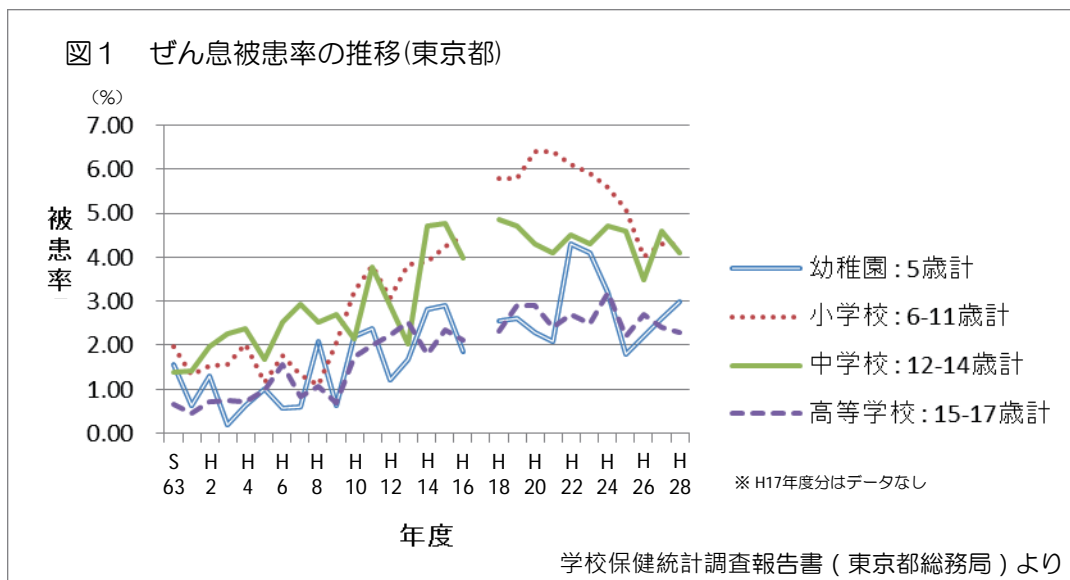
図3 ぜん息による死亡者数推移（東京都）



出典：人口動態統計（厚生労働省）

(2) 学校保健統計調査の概要

- 調査目的
学校における幼児、児童及び生徒の発育及び健康の状態を明らかにすることを目的とする。
- 調査の範囲・対象
 - (1) 調査の範囲は、幼稚園、幼保連携型認定こども園、小学校、中学校、高等学校及び中等教育学校のうち、文部科学大臣があらかじめ指定する学校とする。
 - (2) 調査の対象は、調査実施校に在籍する満5歳から17歳まで（4月1日現在の満年齢）の幼児、児童及び生徒の一部とする。
- 調査事項
 - (1) 児童等の発育状態（身長、体重）
 - (2) 児童等の健康状態（疾病・異常等）
- 調査方法
 - (1) 調査は、学校保健安全法による健康診断の結果に基づき、4月1日から6月30日の間に実施
 - (2) 調査票の配布収集方法
都道府県知事を通して調査対象校に調査票を送付し、記入された調査票を回収。インターネットを利用したオンライン調査でも実施。
 - (3) 抽出方法
標本抽出方法は、発育状態調査が層化二段無作為抽出法、健康状態調査が層化集落抽出法である。



(3) アレルギー疾患に関する3歳児全都調査 (平成26年度概要版)

- 調査目的
 - 都内の3歳児におけるアレルギー疾患のり患状況等、推移の把握
 - 3歳児の保護者のアレルギー疾患対策に対するニーズの把握
- 調査対象

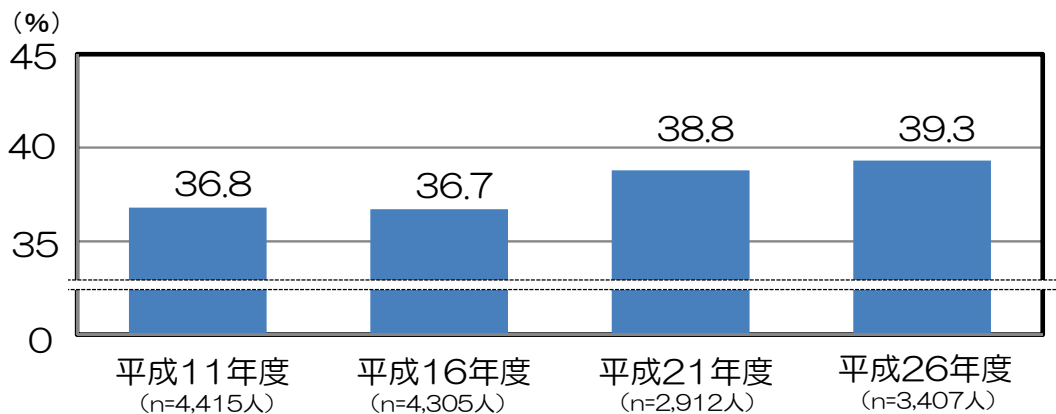
平成26年10月の都内3歳児健康診査受診者及びその保護者8,383人
- 調査方法

区市町村の協力により、8,383人の保護者へ無記名による自記式調査票を配布し、郵送で回収
- 回答数

3,435人 (回収率41.0%)
- 主な調査内容
 - アレルギー疾患※のり患状況 (症状の有無、医師の診断の有無)
 - ※ ぜん息、食物アレルギー、アトピー性皮膚炎、アレルギー性鼻炎、アレルギー性結膜炎、じんましん
 - 保育所等への通所状況
 - アレルギー疾患に関する要望

3歳までに何らかのアレルギー疾患にり患している児は約4割で推移

図1 3歳までに何らかのアレルギー症状有かつ診断された児の割合



「食物アレルギー」は一貫して増加傾向

図2 各アレルギー疾患のり患状況の推移 (3歳までにアレルギー症状有かつ診断された児の割合)

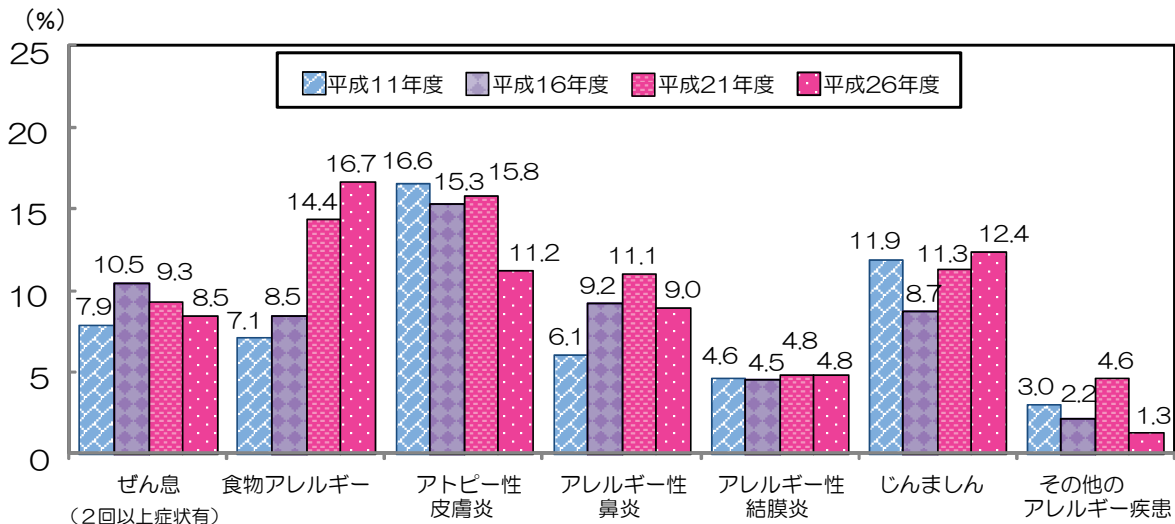
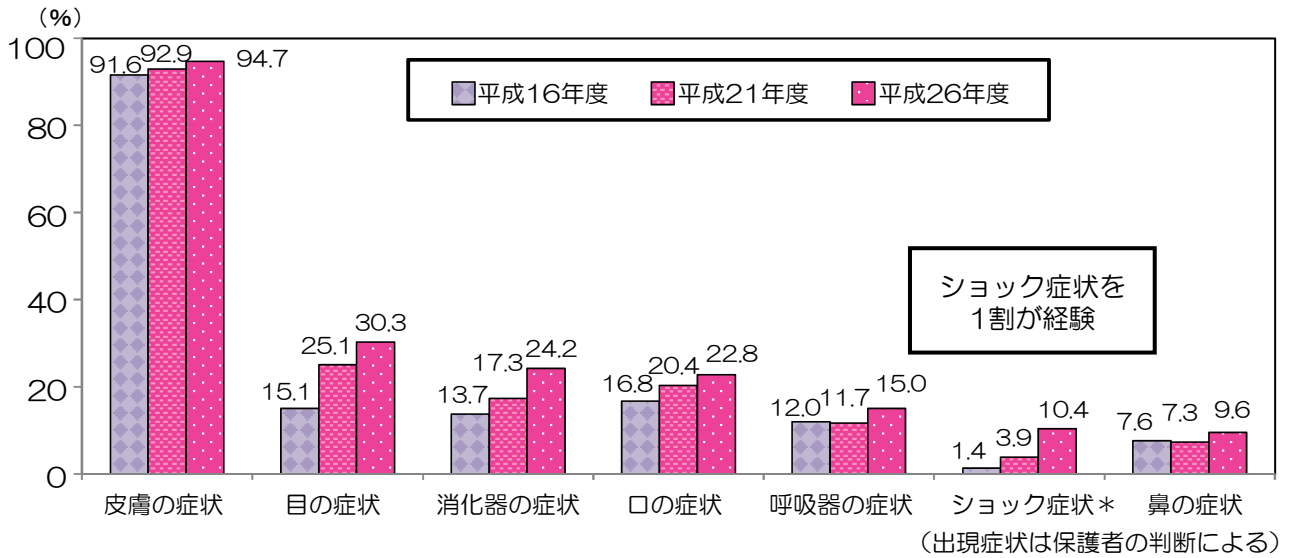


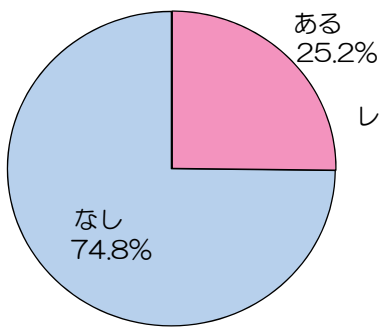
図3 3歳までに食物アレルギーと診断された児の食物アレルギーで出現した症状



* ショック症状：本調査では、意識がない、意識もうろう、ぐったり、尿や便を漏らす、脈が触れにくい、唇やつめが青白い、のいずれかの症状を指す

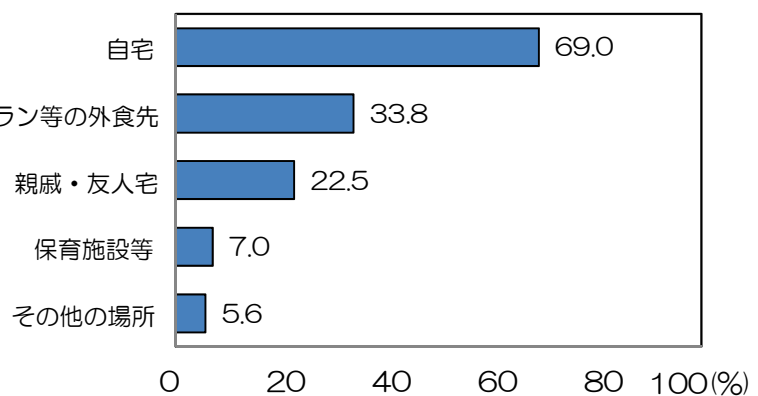
食物アレルギーと診断された児のうち、4人に1人は誤食を経験

図4 誤食の経験



3歳までに食物アレルギーと診断された児
(無回答を除くn=564人)

図5 誤食の起こった場所



(3歳までに食物アレルギーと診断された児で
誤食の経験有n=142人)

情報提供や関係者の知識の向上に関する要望が多い

図6 行政に対する希望 (複数回答)

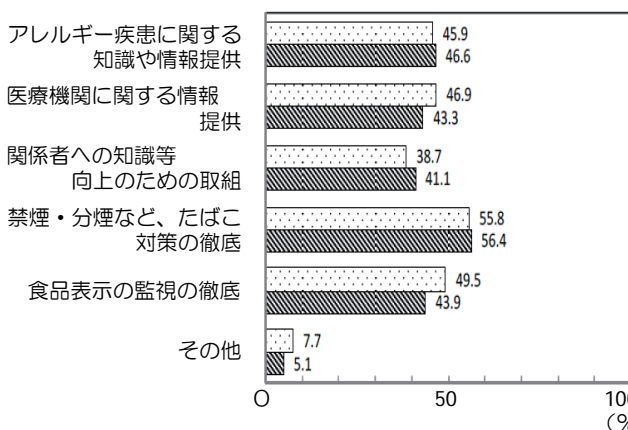
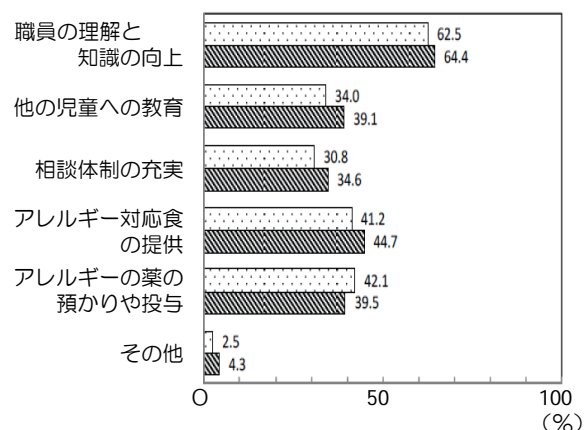


図7 保育施設・幼稚園等に対する希望 (複数回答)



(4) アレルギー疾患に関する施設調査 (平成26年度概要版)

- 調査目的
都内の保育施設等に在籍するアレルギー疾患児の状況や、施設における対応・ニーズの把握
- 調査対象
都内児童福祉施設、幼稚園等 7,405施設 (平成26年9月現在)
- 調査方法 アンケート調査 (郵送)
- 回答施設数 5,348施設 (回収率72.2%)
- 主な調査内容
 - 基本項目
 - ・ アレルギー疾患*のり患状況や把握状況
* ぜん息、食物アレルギー、アトピー性皮膚炎、アレルギー性鼻炎、アレルギー性結膜炎、じんましん
 - ・ 食物アレルギーのある児の状況や施設の対応・体制整備状況
 - ・ アレルギー疾患に関する要望等

約8割の施設に食物アレルギーのある園児・児童が在籍

図1 アレルギーのある園児・児童が在籍する施設割合 (5,348施設)

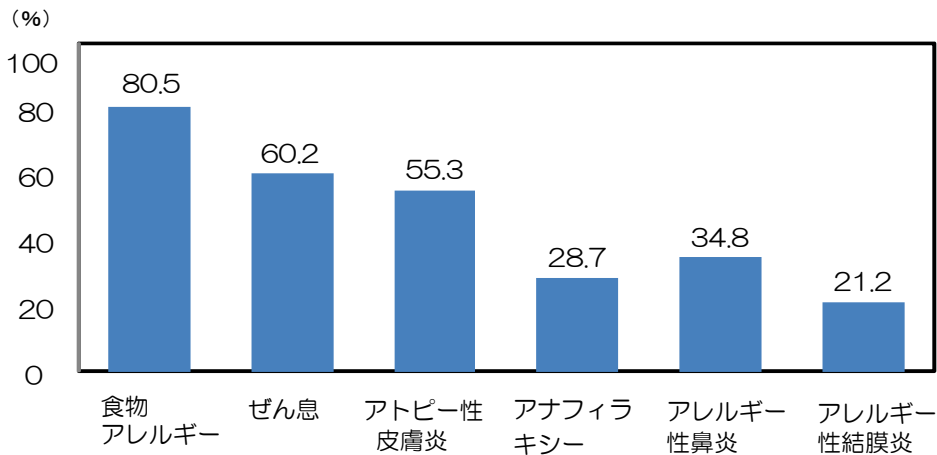
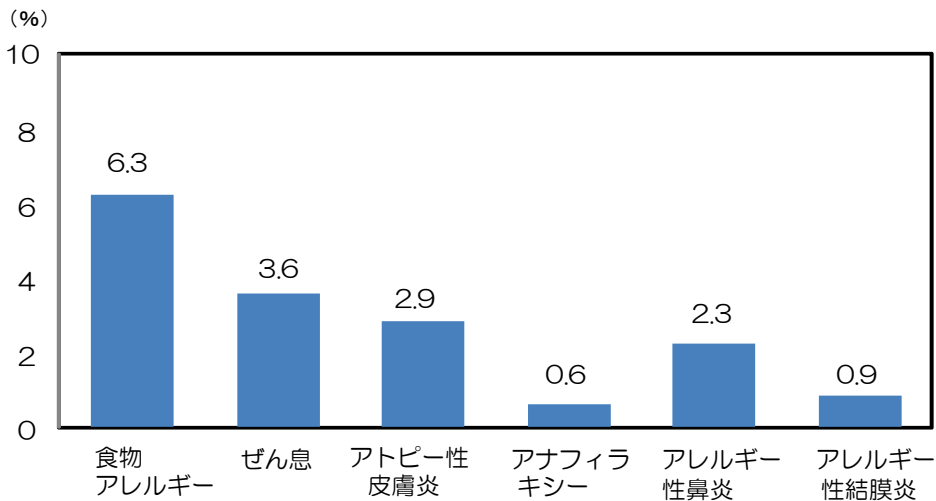


図2 アレルギー疾患のり患状況 (園児・児童数 403,614人)



過去1年間に施設内での子供の食物アレルギー症状の出現を経験した施設は約2割であり、そのうちの約6割が初発*

※初発：それまでに食物アレルギーを持っているとの診断がされていなかった子供が、ある食物を摂取したことにより、初めてアレルギー症状を発した場合

図3 施設内での子供の食物アレルギー症状の出現の経験

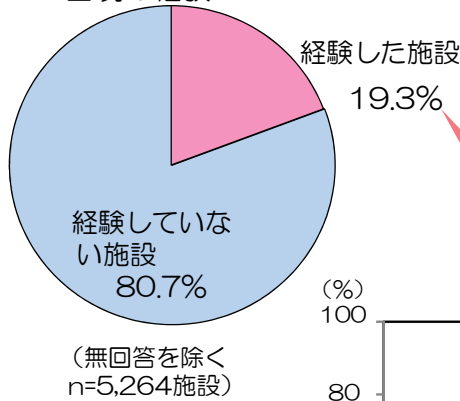
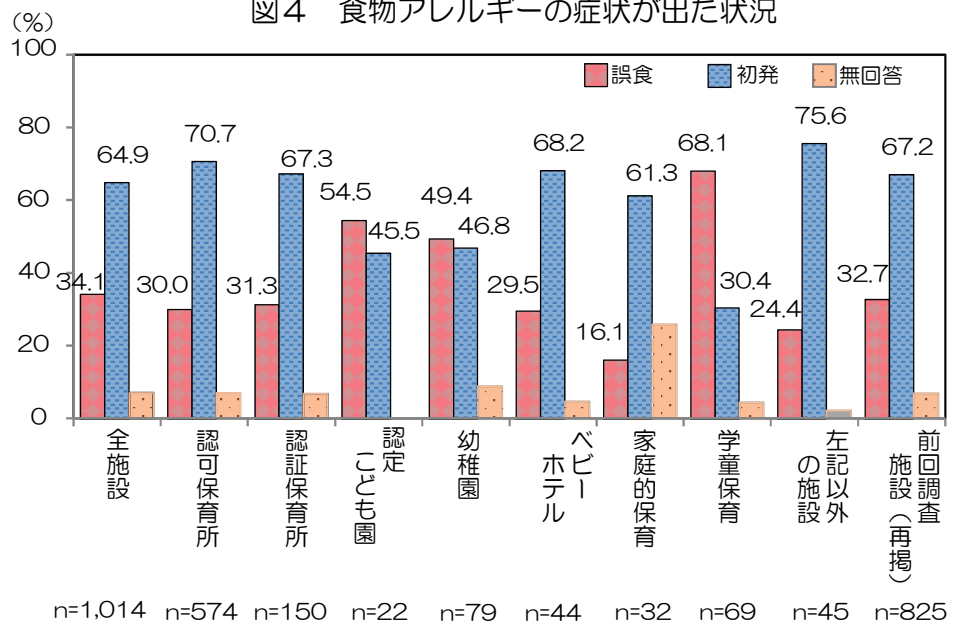


図4 食物アレルギーの症状が出た状況



食物アレルギーのある園児・児童を約9割の施設が受け入れると回答

図5 食物アレルギーのある子供の受け入れ体制

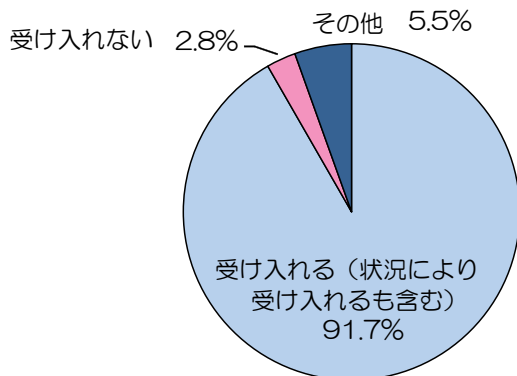
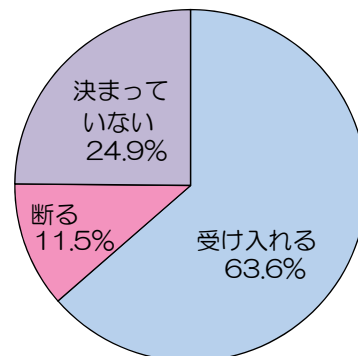


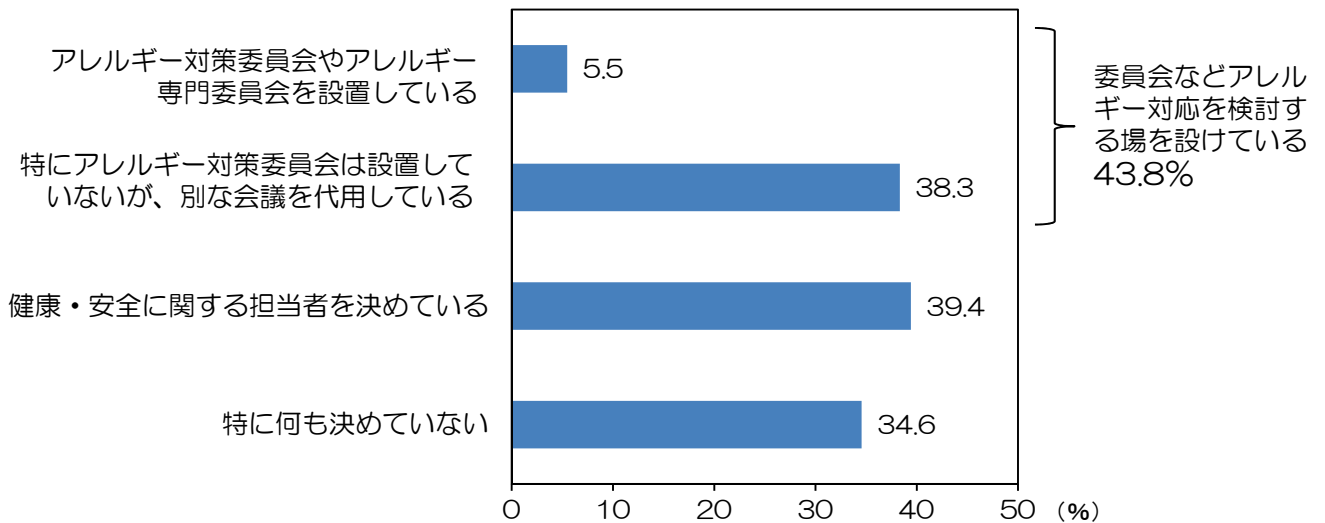
図6 エピペン®*を処方されている子供の受け入れ体制

※ アナフィラキシーがあらわれた時に使用し、医療機関で治療を受けるまでの補助治療薬



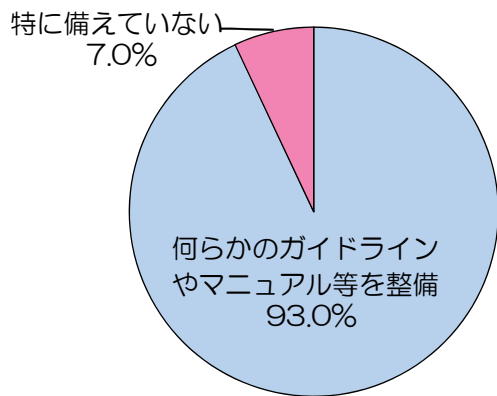
委員会などアレルギー対応を検討する場を設けている施設は約4割

図7 アレルギー対応を検討する委員会や健康・安全に関する担当者の設置状況
(4,960施設、複数回答)



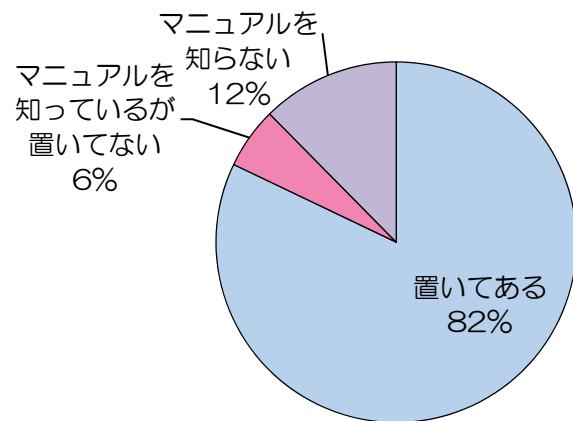
約9割の施設で、アレルギー疾患に関するガイドラインやマニュアル等を整備

図8 ガイドラインやマニュアル等の整備状況



(無回答を除く n=5,128施設)

図9 「食物アレルギー緊急時対応マニュアル」はすぐ取り出せる場所に置いてあるか



(無回答を除く n=5,139施設)

(5) 花粉症患者実態調査 (平成28年度概要版)

■ 調査目的

- 都内における最新の花粉症推定有病率や花粉症患者の予防・治療等の状況を把握する。
- 花粉症患者の実態等を、今後の都における花粉症予防・治療対策の基礎資料とする。

■ 調査方法

住民基本台帳から無作為抽出した方へアンケート協力依頼を郵送し、回答者を重症度分類毎に一定数抽出し、花粉症検診への協力依頼を郵送した。花粉症検診において、医師による問診、鼻鏡検査、血液検査を実施し、その結果から花粉症有病率を算出した。

■ 調査地区

あきる野市、調布市、大田区のそれぞれ一部の地区（過去3回の調査と同様）

■ アンケート回答者数及び花粉症検診受診者数

- アンケート回答者数：2,116人（配布数：3,523、回収率：60.1%）
- 花粉症検診受診者数：410人（対象者数：1,050人、受診率：39.1%）

■ 主な調査内容

- アンケート調査（平成28年11月～12月）
春先（2月から4月）のアレルギー性鼻炎症状の有無、医療機関の受診の有無、日常生活への影響、予防対策、都の花粉症対策への希望等
- 花粉症検診（平成29年3月）
鼻鏡検査及び症状等の問診、花粉（スギ、ヒノキ、カモガヤ、ブタクサ）及びダニに対する抗体検査（血液検査）
⇒これらの結果から、都内のスギ花粉症の推定有病率（対象区市別・年代層別）を推定

花粉症の症状、予防・治療等の状況（アンケート調査結果）

（鼻炎症状について、図1）

- 春先（2月～4月）の鼻炎症状を尋ねた設問の回答から、症状の重さについて重症度分類※したところ、最重症から軽症まで、鼻炎症状を訴えている方は62.3%

※重症度分類：鼻アレルギーガイドライン2016年版「アレルギー性鼻炎症状の重症度分類」により、無症状、軽症、中等症、重症、最重症の5段階に分類

（日常生活への影響について、図2）

- 「何も対策をしなくても日常生活に支障はない」と回答した方は26.9%
- 「市販薬の服用等のセルフケアをすれば日常生活に支障はない」と回答した方は35.1%
- 「医療機関にかかれば日常生活に支障はない」と回答した方は27.4%
- 「医療機関にかかっても日常生活に支障がある」と回答した方は7.8%

（医療機関の受診、治療について、図3～5）

- 治療のために医療機関を受診していない方は57.3%
- 医療機関を受診していた方のうち、症状が出始めてから受診した方は61.2%
- 医療機関を受診していた方のうち、皮下注射による免疫療法を受けたことがある方は5.7%、舌下投与による免疫療法を受けたことがある方は0.9%

（花粉症対策に希望することについて、図6）

- 東京都の花粉症対策に希望することは、「根本的な治療方法の研究」、「スギ林等の伐採や枝打ち」、「予防対策等の情報提供」、「飛散予測、飛散結果等の公表」など

図1 アレルギー性鼻炎の重症度分類に基づく分類

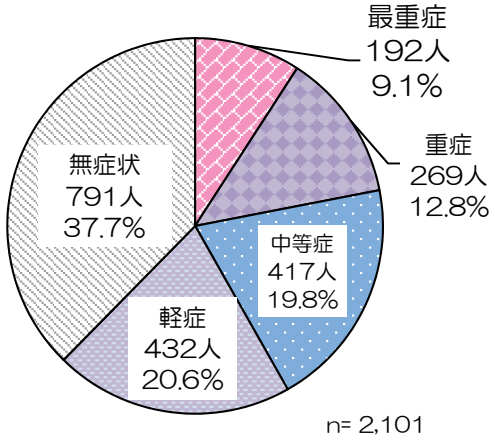


図2 日常生活への影響

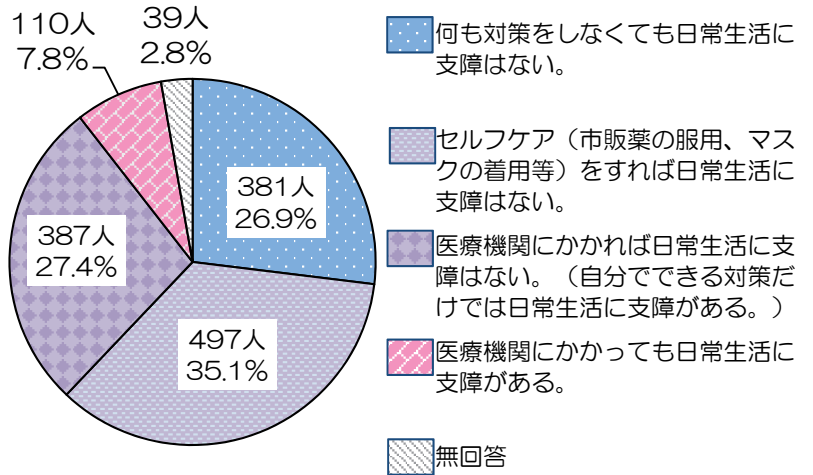


図3 医療機関の受診の有無

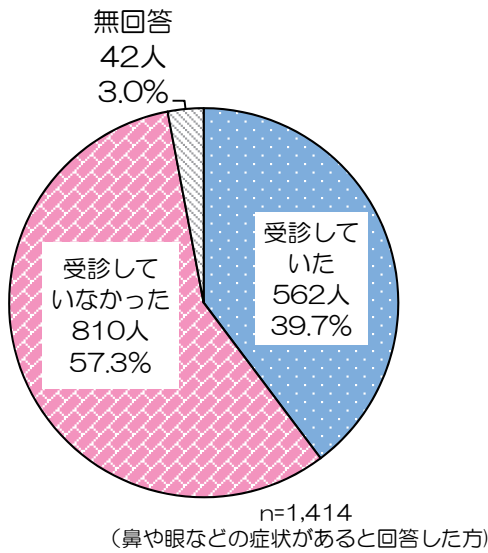


図4 医療機関の受診時期

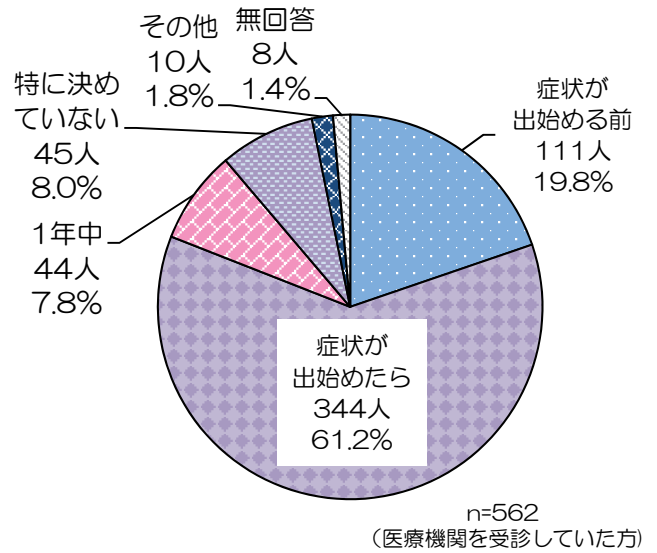


図5 受けたことのある治療法

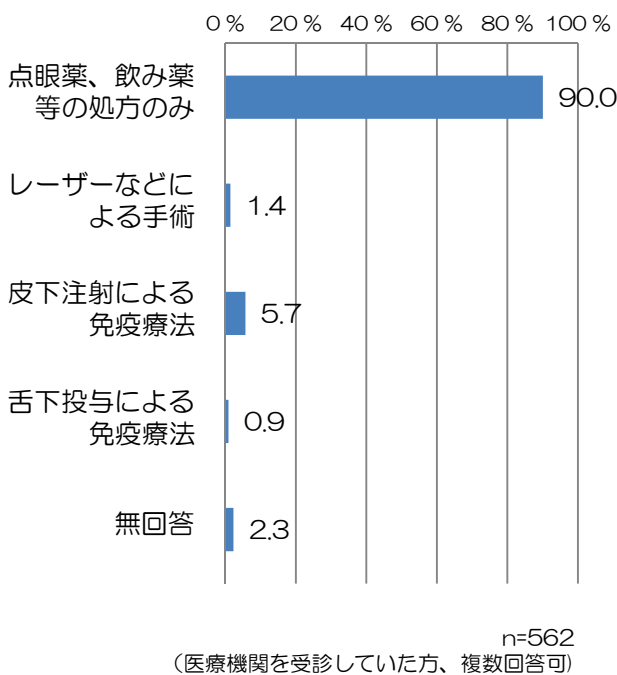
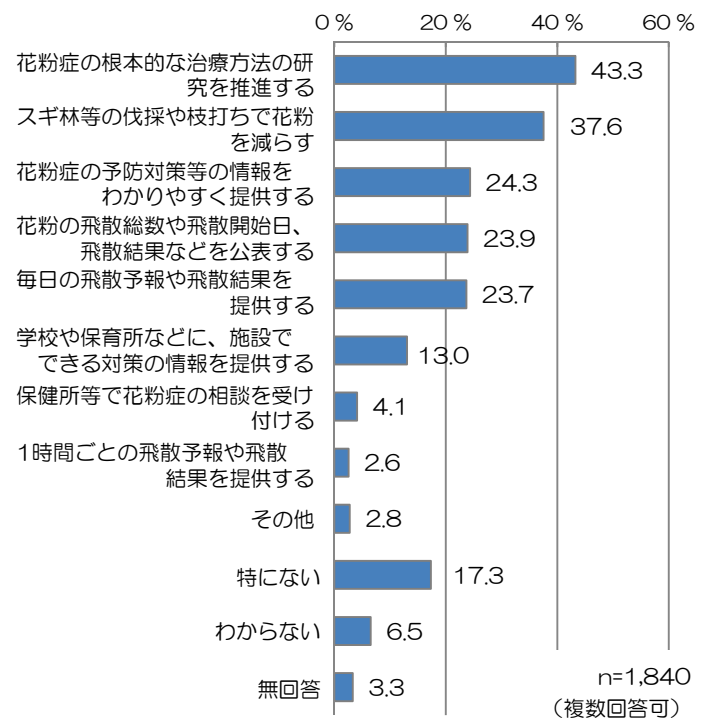


図6 東京都の花粉症対策に希望すること

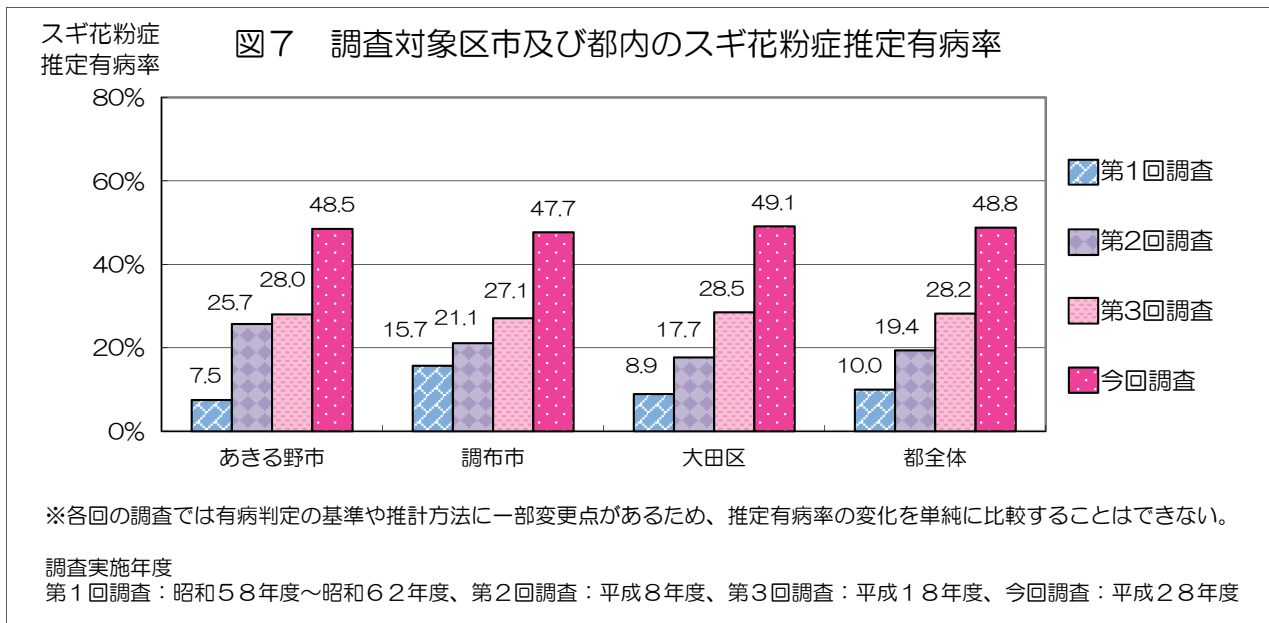


都内におけるスギ花粉症推定有病率

- 都内3区市を対象としたアンケート調査と花粉症検診の結果から推計した都内（島しょ地域を除く）のスギ花粉症推定有病率※1は48.8%であった（図7）
- 調査対象区市間でのスギ花粉症推定有病率にはほとんど差が見られなかった

※1 スギ花粉症推定有病率について

本調査におけるスギ花粉症推定有病率は、平成29年3月（スギ花粉の飛散時期）に実施した花粉症検診（問診、鼻鏡検査、血液検査）の結果から推計したものであり、必ずしも治療や対策を要する患者の割合ではなく、日常生活に支障がない軽症の方も含んだ有病率である



【花粉症検診対象者、有病判定の基準について（表1）】

- 今回の調査では、アンケート調査結果から分類したアレルギー性鼻炎症状の各重症度から一定数を抽出し、花粉症検診対象者とした（推計の精度を高めるため、重症度毎に有病率等を算出）

- 花粉症検診における有病判定は、前回と同様の基準で実施

表1 花粉症検診対象者及びスギ花粉症有病判定基準（第1回調査～今回調査）

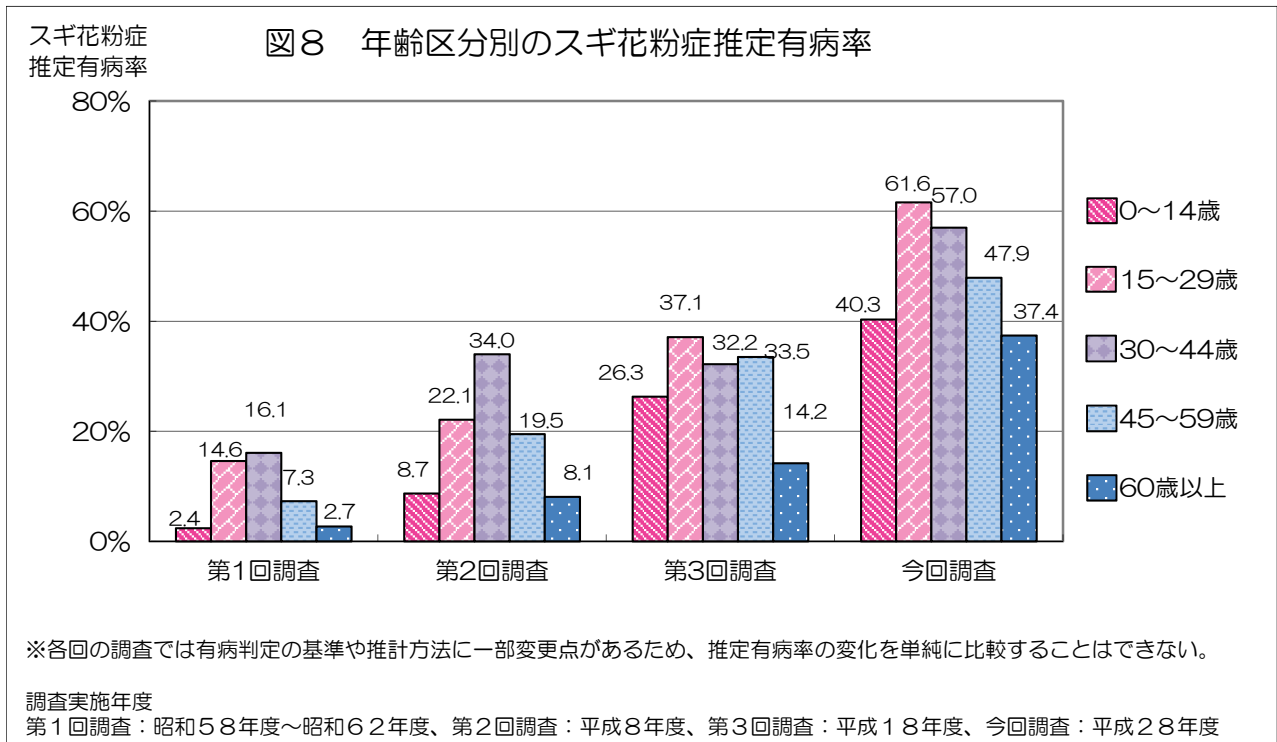
	花粉症検診対象者	有病判定の基準	
		血液検査	鼻鏡検査・問診
第1回調査	アンケート有効回答者の内、季節性の花粉症症状を示した方全員	スギ抗体値クラス1以上（RAST法※）	-
第2回調査		スギ抗体値クラス2以上（CAP-RAST法※）	花粉症検診当日に花粉症症状を呈していること
第3回調査			検診当日に花粉症症状を呈しているまたは花粉症症状を抑える医薬品を使用していること
今回調査	アンケート有効回答者をアレルギー性鼻炎症状の重症度※に分類し、各重症度から一定数を無作為に抽出		

※重症度：鼻アレルギーガイドライン2016年版（改定第8版）に基づき、無症状から最重症まで5段階に分類
※RAST法、CAP-RAST法：アレルギー性鼻炎などのアレルギーの原因抗原を特定する検査法

年齢区分別スギ花粉症推定有病率

○全ての年齢区分で前回調査よりスギ花粉症推定有病率が上昇した

○年齢区分別のスギ花粉症推定有病率は、0～14歳で40.3%、15～29歳で61.6%、30～44歳で57.0%、45～59歳で47.9%、60歳以上で37.4%であった（図8）



【参考】スギ花粉症推定有病率の前回調査との比較について

○前回調査（平成18年度）と同様の推計方法※2を用いた場合のスギ花粉症推定有病率（参考値）は45.6%であり、前回調査の28.2%から17.4ポイント上昇した（図9）

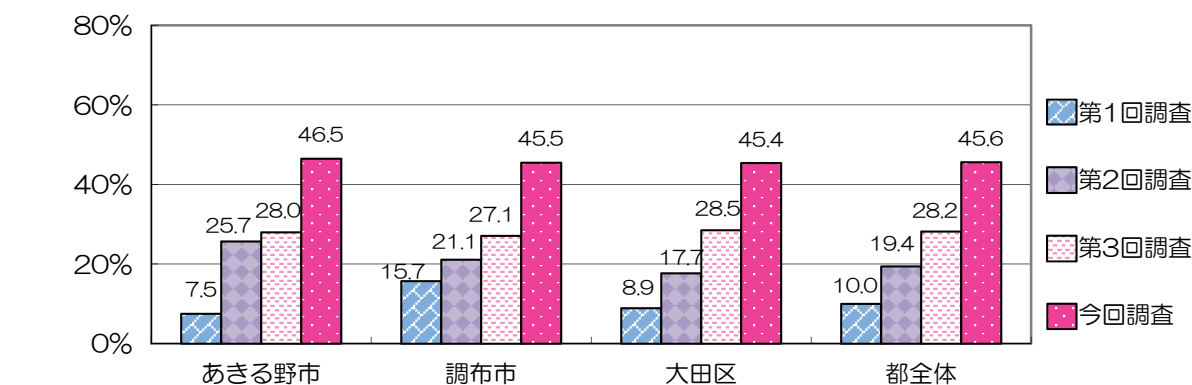
○同様に、年齢区分別のスギ花粉症推定有病率（参考値）は、0～14歳で40.3%、15～29歳で56.0%、30～44歳で47.9%、45～59歳で33.9%、60歳以上で23.9%であった（図10）

※2 前回調査と同様の推計方法について

前回調査までは、アンケート調査において「鼻や眼の症状がない（自覚症状なし）」と回答した方は、花粉症の疑いなしとして検診の対象としなかったが、今回の調査では「鼻や眼の症状がない（自覚症状なし）」と回答した方も、検診の対象とした。

このため、前回と今回の調査結果を比較できるよう、前回と同様の推計方法にて参考値を算出した。推計に当たっては、今回の調査において「有病」と判定された方の中から、アンケート調査において鼻や眼の症状がない（自覚症状なし）と回答した方を有病者数から除いて、算出した。

図9 調査対象区市及び都内のスギ花粉症推定有病率
(検診対象者抽出条件調整後、参考図)

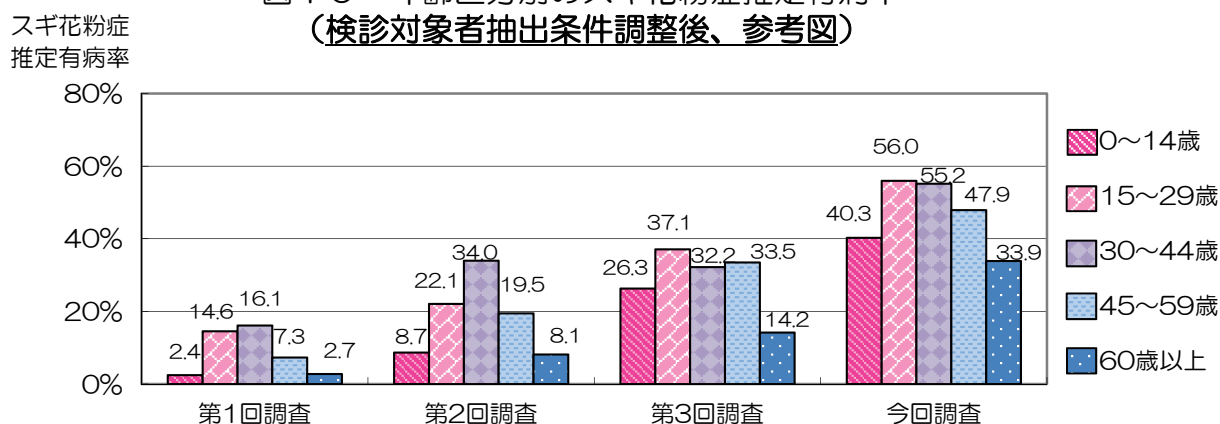


※前回調査と同様の推計方法とするため、本グラフの今回調査の推定有病率は、「有病」と判定された方の中から、アンケート調査において鼻や眼の症状がない（自覚症状なし）と回答した方を除いて算出している。

調査実施年度

第1回調査：昭和58年度～昭和62年度、第2回調査：平成8年度、第3回調査：平成18年度、今回調査：平成28年度

図10 年齢区分別のスギ花粉症推定有病率
(検診対象者抽出条件調整後、参考図)



※前回調査と同等の推計方法とするため、本グラフの今回調査の推定有病率は、「有病」と判定された方の中から、アンケート調査において鼻や眼の症状がない（自覚症状なし）と回答した方を除いて算出している。

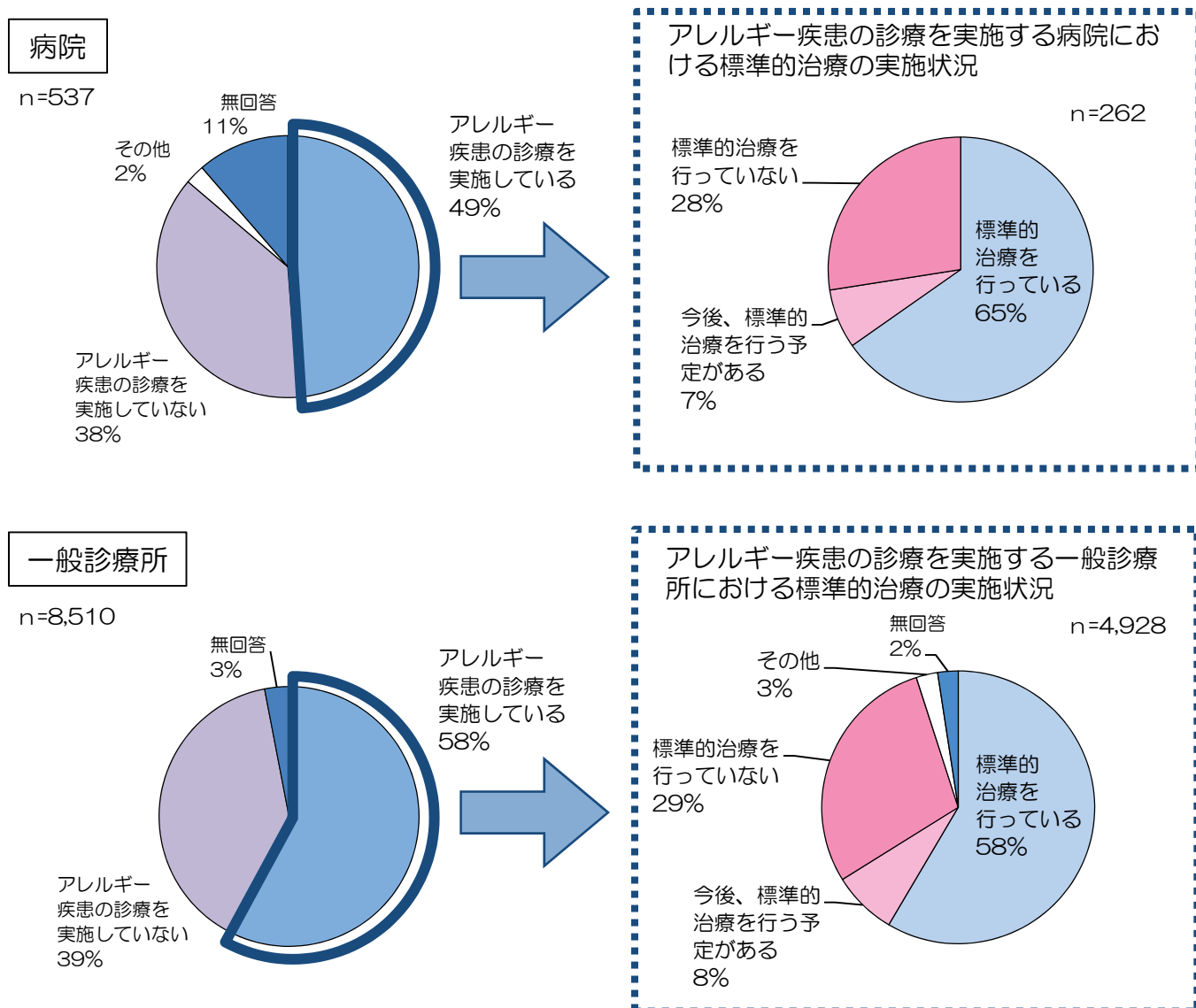
調査実施年度

第1回調査：昭和58年度～昭和62年度、第2回調査：平成8年度、第3回調査：平成18年度、今回調査：平成28年度

(6) 東京都医療機能実態調査 (平成28年度抜粋)

- 調査目的
都内の医療機関が有する医療機能等を調査し、都における医療機関相互の連携の推進、医療提供体制の構築及び東京都保健医療計画策定の際の基礎資料とする。
- 調査対象
都内全ての病院、一般診療所及び歯科診療所
- 調査期間・方法
平成28年10月下旬～11月30日
アンケート調査(郵送)
- 調査の実施状況
 - ・ 病院 : 対象施設数 651 回収施設数 537 (回収率82.5%)
 - ・ 一般診療所 : 対象施設数 13,035 回収施設数 8,510 (回収率65.3%)
 - ・ 歯科診療所 : 対象施設数 10,744 回収施設数 7,058 (回収率65.7%)

図 アレルギー疾患診療ガイドラインに準ずる標準的治療の実施状況



東京都医療機能実態調査(平成28年度)の結果から作成

2 アレルギー疾患対策基本法

平成 26 年 6 月 27 日
法律第 98 号

目次

- 第 1 章 総則（第 1 条—第 10 条）
- 第 2 章 アレルギー疾患対策基本指針等（第 11 条—第 13 条）
- 第 3 章 基本的施策
 - 第 1 節 アレルギー疾患の重症化の予防及び症状の軽減（第 14 条・第 15 条）
 - 第 2 節 アレルギー疾患医療の均てん化の促進等（第 16 条・第 17 条）
 - 第 3 節 アレルギー疾患を有する者の生活の質の維持向上（第 18 条）
 - 第 4 節 研究の推進等（第 19 条）
 - 第 5 節 地方公共団体が行う基本的施策（第 20 条）
- 第 4 章 アレルギー疾患対策推進協議会（第 21 条・第 22 条）
- 附則

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この法律は、アレルギー疾患を有する者が多数存在すること、アレルギー疾患には急激な症状の悪化を繰り返し生じさせるものがあること、アレルギー疾患を有する者の生活の質が著しく損なわれる場合が多いこと等アレルギー疾患が国民生活に多大な影響を及ぼしている現状及びアレルギー疾患が生活環境に係る多様かつ複合的な要因によって発生し、かつ、重症化することに鑑み、アレルギー疾患対策の一層の充実を図るため、アレルギー疾患対策に関し、基本理念を定め、国、地方公共団体、医療保険者、国民、医師その他の医療関係者及び学校等の設置者又は管理者の責務を明らかにし、並びにアレルギー疾患対策の推進に関する指針の策定等について定めるとともに、アレルギー疾患対策の基本となる事項を定めることにより、アレルギー疾患対策を総合的に推進することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この法律において「アレルギー疾患」とは、気管支ぜん息、アトピー性皮膚炎、アレルギー性鼻炎、アレルギー性結膜炎、花粉症、食物アレルギーその他アレルゲンに起因する免疫反応による人の生体に有害な局所的又は全身的反応に係る疾患であつて政令で定めるものをいう。

（基本理念）

第 3 条 アレルギー疾患対策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- 一 アレルギー疾患が生活環境に係る多様かつ複合的な要因によって発生し、かつ、重症化することに鑑み、アレルギー疾患の重症化の予防及び症状の軽減に資するため、第三章に定める基本的施策その他のアレルギー疾患対策に関する施策の総合的な実施により生活環境の改善を図ること。
- 二 アレルギー疾患を有する者が、その居住する地域にかかわらず等しく科学的知見に基づく適切なアレルギー疾患に係る医療（以下「アレルギー疾患医療」という。）を受けられるようにすること。
- 三 国民が、アレルギー疾患に関し、適切な情報を入手することができるとともに、アレ

ルギー疾患にかかった場合には、その状態及び置かれている環境に応じ、生活の質の維持向上のための支援を受けることができるよう体制の整備がなされること。

四 アレルギー疾患に関する専門的、学際的又は総合的な研究を推進するとともに、アレルギー疾患の重症化の予防、診断、治療等に係る技術の向上その他の研究等の成果を普及し、活用し、及び発展させること。

(国の責務)

第4条 国は、前条の基本理念（次条において「基本理念」という。）にのっとり、アレルギー疾患対策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第5条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、アレルギー疾患対策に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施するよう努めなければならない。

(医療保険者の責務)

第6条 医療保険者（介護保険法（平成9年法律第123号）第7条第7項に規定する医療保険者をいう。）は、国及び地方公共団体が講ずるアレルギー疾患の重症化の予防及び症状の軽減に関する啓発及び知識の普及等の施策に協力するよう努めなければならない。

(国民の責務)

第7条 国民は、アレルギー疾患に関する正しい知識を持ち、アレルギー疾患の重症化の予防及び症状の軽減に必要な注意を払うよう努めるとともに、アレルギー疾患を有する者について正しい理解を深めるよう努めなければならない。

(医師等の責務)

第8条 医師その他の医療関係者は、国及び地方公共団体が講ずるアレルギー疾患対策に協力し、アレルギー疾患の重症化の予防及び症状の軽減に寄与するよう努めるとともに、アレルギー疾患を有する者の置かれている状況を深く認識し、科学的知見に基づく良質かつ適切なアレルギー疾患医療を行うよう努めなければならない。

(学校等の設置者等の責務)

第9条 学校、児童福祉施設、老人福祉施設、障害者支援施設その他自ら十分に療養に関し必要な行為を行うことができない児童、高齢者又は障害者が居住し又は滞在する施設（以下「学校等」という。）の設置者又は管理者は、国及び地方公共団体が講ずるアレルギー疾患の重症化の予防及び症状の軽減に関する啓発及び知識の普及等の施策に協力するよう努めるとともに、その設置し又は管理する学校等において、アレルギー疾患を有する児童、高齢者又は障害者に対し、適切な医療的、福祉的又は教育的配慮をするよう努めなければならない。

(法制上の措置等)

第10条 政府は、アレルギー疾患対策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

第2章 アレルギー疾患対策基本指針等

(アレルギー疾患対策基本指針の策定等)

第11条 厚生労働大臣は、アレルギー疾患対策の総合的な推進を図るため、アレルギー疾患対策の推進に関する基本的な指針（以下「アレルギー疾患対策基本指針」という。）を策定しなければならない。

2 アレルギー疾患対策基本指針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 アレルギー疾患対策の推進に関する基本的な事項

- 二 アレルギー疾患に関する啓発及び知識の普及並びにアレルギー疾患の予防のための施策に関する事項
- 三 アレルギー疾患医療を提供する体制の確保に関する事項
- 四 アレルギー疾患に関する調査及び研究に関する事項
- 五 その他アレルギー疾患対策の推進に関する重要事項

- 3 厚生労働大臣は、アレルギー疾患対策基本指針を策定しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するとともに、アレルギー疾患対策推進協議会の意見を聴くものとする。
- 4 厚生労働大臣は、アレルギー疾患対策基本指針を策定したときは、遅滞なく、これをインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。
- 5 厚生労働大臣は、適時に、アレルギー疾患対策基本指針に基づくアレルギー疾患対策の効果に関する評価を行い、その結果をインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。
- 6 厚生労働大臣は、アレルギー疾患医療に関する状況、アレルギー疾患を有する者を取り巻く生活環境その他のアレルギー疾患に関する状況の変化を勘案し、及び前項の評価を踏まえ、少なくとも五年ごとに、アレルギー疾患対策基本指針に検討を加え、必要があると認めるときには、これを変更しなければならない。
- 7 第三項及び第四項の規定は、アレルギー疾患対策基本指針の変更について準用する。

(関係行政機関への要請)

第 12 条 厚生労働大臣は、必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対して、アレルギー疾患対策基本指針の策定のための資料の提出又はアレルギー疾患対策基本指針において定められた施策であって当該行政機関の所管に係るものの実施について、必要な要請をすることができる。

(都道府県におけるアレルギー疾患対策の推進に関する計画)

第 13 条 都道府県は、アレルギー疾患対策基本指針に即するとともに、当該都道府県におけるアレルギー疾患を有する者に対するアレルギー疾患医療の提供の状況、生活の質の維持向上のための支援の状況等を踏まえ、当該都道府県におけるアレルギー疾患対策の推進に関する計画を策定することができる。

第 3 章 基本的施策

第 1 節 アレルギー疾患の重症化の予防及び症状の軽減

(知識の普及等)

第 14 条 国は、生活環境がアレルギー疾患に及ぼす影響に関する啓発及び知識の普及、学校教育及び社会教育におけるアレルギー疾患の療養に関し必要な事項その他のアレルギー疾患の重症化の予防及び症状の軽減の適切な方法に関する教育の推進その他のアレルギー疾患の重症化の予防及び症状の軽減に関する国民の認識を深めるために必要な施策を講ずるものとする。

(生活環境の改善)

第 15 条 国は、アレルギー疾患の重症化の予防及び症状の軽減に資するよう、大気汚染の防止、森林の適正な整備、アレルギー物質を含む食品に関する表示の充実、建築構造等の改善の推進その他の生活環境の改善を図るための措置を講ずるものとする。

第 2 節 アレルギー疾患医療の均てん化の促進等

(専門的な知識及び技能を有する医師その他の医療従事者の育成)

第 16 条 国は、アレルギー疾患に関する学会と連携協力し、アレルギー疾患医療に携わ

る専門的な知識及び技能を有する医師、薬剤師、看護師その他の医療従事者の育成を図るために必要な施策を講ずるものとする。

(医療機関の整備等)

第 17 条 国は、アレルギー疾患を有する者がその居住する地域にかかわらず等しくそのアレルギー疾患の状態に応じた適切なアレルギー疾患医療を受けることができるよう、専門的なアレルギー疾患医療の提供等を行う医療機関の整備を図るために必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、アレルギー疾患を有する者に対し適切なアレルギー疾患医療が提供されるよう、国立研究開発法人国立成育医療研究センター、独立行政法人国立病院機構の設置する医療機関であって厚生労働大臣が定めるもの、前項の医療機関その他の医療機関等の間における連携協力体制の整備を図るために必要な施策を講ずるものとする。

(平 26 法 67 (平 26 法 98) ・一部改正)

第 3 節 アレルギー疾患を有する者の生活の質の維持向上

第 18 条 国は、アレルギー疾患を有する者の生活の質の維持向上が図られるよう、アレルギー疾患を有する者に対する医療的又は福祉的援助に関する専門的な知識及び技能を有する保健師、助産師、管理栄養士、栄養士、調理師等の育成を図るために必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、アレルギー疾患を有する者に対しアレルギー疾患医療を適切に提供するための学校等、職場等と医療機関等との連携協力体制を確保すること、学校等の教員又は職員、事業主等に対するアレルギー疾患を有する者への医療的、福祉的又は教育的援助に関する研修の機会を確保すること、アレルギー疾患を有する者及びその家族に対する相談体制を整備すること、アレルギー疾患を有する者についての正しい理解を深めるための教育を推進することその他のアレルギー疾患を有する者の生活の質の維持向上のために必要な施策を講ずるものとする。

第 4 節 研究の推進等

第 19 条 国は、アレルギー疾患の本態解明、革新的なアレルギー疾患の予防、診断及び治療に関する方法の開発その他のアレルギー疾患の罹患率の低下並びにアレルギー疾患の重症化の予防及び症状の軽減に資する事項についての疫学研究、基礎研究及び臨床研究が促進され、並びにその成果が活用されるよう必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、アレルギー疾患医療を行う上で特に必要性が高い医薬品、医療機器及び再生医療等製品の早期の医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和 35 年法律第 145 号)の規定による製造販売の承認に資するよう、その治験が迅速かつ確実に行われる環境の整備のために必要な施策を講ずるものとする。

第 5 節 地方公共団体が行う基本的施策

第 20 条 地方公共団体は、国の施策と相まって、当該地域の実情に応じ、第 14 条から第 18 条までに規定する施策を講ずるよう努めなければならない。

第 4 章 アレルギー疾患対策推進協議会

第 21 条 厚生労働省に、アレルギー疾患対策基本指針に関し、第 11 条第 3 項(同条第 7 項において準用する場合を含む。)に規定する事項を処理するため、アレルギー疾患対策推進協議会(次条において「協議会」という。)を置く。

第 22 条 協議会の委員は、アレルギー疾患を有する者及びその家族を代表する者、アレ

ルギー疾患医療に従事する者並びに学識経験のある者のうちから、厚生労働大臣が任命する。

2 協議会の委員は、非常勤とする。

3 前二項に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

附則抄

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から起算して1年6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第3条の規定は、独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律(平成26年法律第67号)の公布の日又はこの法律の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

(平成27年政令第400号で平成27年12月25日から施行)

(この法律の公布の日=平成26年6月27日)

附則(平成26年6月13日法律第67号)抄

(施行期日)

第1条 この法律は、独立行政法人通則法の一部を改正する法律(平成26年法律第66号。以下「通則法改正法」という。)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(施行の日=平成27年4月1日)

一 附則第14条第2項、第18条及び第30条の規定 公布の日

(処分等の効力)

第28条 この法律の施行前にこの法律による改正前のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。)の規定によってした又はすべき処分、手続その他の行為であってこの法律による改正後のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。以下この条において「新法令」という。)に相当の規定があるものは、法律(これに基づく政令を含む。)に別段の定めのあるものを除き、新法令の相当の規定によってした又はすべき処分、手続その他の行為とみなす。

(その他の経過措置の政令等への委任)

第30条 附則第3条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令(人事院の所掌する事項については、人事院規則)で定める。

3 アレルギー疾患対策の推進に関する基本的な指針

平成 29 年 3 月 21 日
厚生労働省告示第 76 号

目次

- 第 1 アレルギー疾患対策の推進に関する基本的な事項
- 第 2 アレルギー疾患に関する啓発及び知識の普及並びにアレルギー疾患の予防のための施策に関する事項
- 第 3 アレルギー疾患医療を提供する体制の確保に関する事項
- 第 4 アレルギー疾患に関する調査及び研究に関する事項
- 第 5 その他アレルギー疾患対策の推進に関する重要事項

本指針におけるアレルギー疾患とは、アレルギー疾患対策基本法（平成 26 年法律第 98 号。以下「法」という。）に定められており、気管支ぜん息、アトピー性皮膚炎、アレルギー性鼻炎、アレルギー性結膜炎、花粉症、食物アレルギーその他アレルゲンに起因する免疫反応による人の生体に有害な局所的又は全身的反応に係る疾患であって政令で定めるものである。

医学的にアレルギー疾患とは、粘膜や皮膚の慢性炎症を起こし、多くの患者でアレルゲンに対する特異的 IgE 抗体を有する、多様かつ複合的要因を有する疾患のこととされている。気管支ぜん息は、気道炎症を主な病態とし、繰り返し起こる咳嗽、喘鳴、呼吸困難等、可逆性の気道狭窄と気道過敏性の亢進に起因する症状を呈するとされている。アトピー性皮膚炎は、皮膚バリア機能の低下による易刺激性とアレルギー炎症が主な病態であり、痒痒感を伴う湿疹を呈するとされている。アレルギー性鼻炎は、アレルゲン侵入後にくしゃみ、鼻漏、鼻閉等を呈するとされており、アレルギー性結膜炎は、流涙、目の痒痒感と充血、眼瞼浮腫等を呈するとされている。花粉症は、アレルギー性鼻炎のうち花粉抗原による季節性アレルギー性鼻炎を指し、アレルギー性結膜炎を高頻度に合併するとされている。特にスギ花粉症の有病率は、アレルギー疾患の中で最も高く、全年齢層において増加の一途をたどっている。食物アレルギーでは、抗原食物の摂取等により、皮膚症状・呼吸器症状・消化器症状等が引き起こされ、時にアナフィラキシーと呼ばれる複数臓器に及ぶ全身性の重篤な過敏反応を起こすとされている。これらアレルギー疾患は、一度発症すると、複数のアレルギー疾患を合併し得ること、新たなアレルギー疾患を発症し得ること等の特徴（アレルギーマーチ）を有するため、これらの特徴を考慮した診療が必要になる。

我が国では、依然としてアレルギー疾患を有する者の増加が見られ、現在は乳幼児から高齢者まで国民の約二人に一人が何らかのアレルギー疾患を有していると言われている。アレルギー疾患を有する者は、しばしば発症、増悪、軽快、寛解、再燃を不定期に繰り返し、症状の悪化や治療のための通院や入院のため、休園、休学、休職等を余儀なくされ、時には成長の各段階で過ごす学校や職場等において、適切な理解、支援が得られず、長期にわたり生活の質を著しく損なうことがある。また、アレルギー疾患の中には、アナフィラキシーショックなど、突然症状が増悪することにより、致命的な転帰をたどる例もある。

近年、医療の進歩に伴い、科学的知見に基づく医療を受けることによる症状のコントロールがおおむね可能となってきているが、全ての患者がその恩恵を受けているわけではないという現状も指摘されており、診療・管理ガイドラインにのっとった医療のさらなる普及が望まれている。

このような状況を改善し、我が国のアレルギー疾患対策の一層の充実を図るため、平成 26

年6月に法が公布された。国、地方公共団体、アレルギー疾患を有する者やその家族及び関係者は、法に定められた基本理念や責務等にのっとり、共に連携しながらアレルギー疾患対策に主体的に参画し、突然症状が増悪することにより亡くなる等の事態を未然に防ぐとともに、アレルギー疾患を有する者の生活の質の維持向上に取り組むことが重要である。

アレルギー疾患対策は、生活の仕方や生活環境の改善、アレルギー疾患に係る医療（以下「アレルギー疾患医療」という。）の質の向上及び提供体制の整備、国民がアレルギー疾患に関し適切な情報を入手できる体制の整備、生活の質の維持向上のための支援を受けることができる体制の整備、アレルギー疾患に係る研究の推進並びに研究等の成果を普及し、活用し、発展させることを基本理念として行われなければならない。

本指針は、この基本理念に基づき、アレルギー疾患を有する者が安心して生活できる社会の構築を目指し、国、地方公共団体が取り組むべき方向性を示すことにより、アレルギー疾患対策の総合的な推進を図ることを目的として法第11条第1項の規定に基づき策定するものである。

第1 アレルギー疾患対策の推進に関する基本的な事項

(1) 基本的な考え方

ア アレルギー疾患は、アレルゲンの曝露の量や頻度等の増減によって症状の程度に変化が生じるという特徴を有するため、アレルギー疾患を有する者の生活する環境、すなわち周囲の自然環境及び住居内の環境、そこでの生活の仕方並びに周囲の者の理解に基づく環境の管理等に大きく影響される。したがって、アレルギー疾患の発症や重症化を予防し、その症状を軽減するためには、アレルゲンに曝露しないようにすることが有効であり、アレルゲン回避のための措置を講ずることを念頭に、アレルギー疾患を有する者を取り巻く環境の改善を図ることが重要である。

イ アレルギー疾患医療の提供体制は、アレルギー疾患を有する者が、その居住する地域に関わらず、科学的知見に基づく適切なアレルギー疾患医療を等しく受けられるよう、アレルギー疾患医療全体の質の向上及び科学的根拠に基づいたアレルギー疾患医療の提供体制の整備が必要である。

ウ 国民が、アレルギー疾患に関し、科学的知見に基づく適切な情報を入手できる体制を整備するとともに、アレルギー疾患に罹患した場合には、日常生活を送るに当たり、正しい知見に基づいた情報提供や相談支援等を通じ、生活の質の維持向上のための支援を受けることができる体制を整備することが必要である。

エ アレルギー疾患に関する専門的、学際的又は総合的な研究を戦略的に推進するとともに、アレルギー疾患の発症及び重症化の予防、診断並びに治療等に係る技術の向上その他の研究等の成果を普及し、活用し、及び発展させることが必要である。

(2) 国、地方公共団体、医療保険者、国民、医師その他の医療関係者及び学校等の設置者又は管理者の責務

ア 国は、基本的な考え方にとり、アレルギー疾患対策を総合的に策定及び実施する責務を有する。

イ 地方公共団体は、基本的な考え方にとり、アレルギー疾患対策に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定及び実施するよう努めなければならない。

ウ 医療保険者（介護保険法（平成9年法律第123号）第7条第7項に規定する医療保険者をいう。以下同じ。）は、国及び地方公共団体が講ずるアレルギー疾患の重症化の予防及び症状の軽減に関する啓発及び知識の普及等の施策に協力するよう努めなければならない。

エ 国民は、アレルギー疾患に関する正しい知識を持ち、アレルギー疾患の重症化の予防及び症状の軽減に必要な注意を払うよう努めるとともに、アレルギー疾患を有する者について正しい理解を深めるよう努めなければならない。

オ 医師その他の医療関係者は、国及び地方公共団体が講ずるアレルギー疾患対策に協力し、アレルギー疾患の重症化の予防及び症状の軽減に寄与するよう努めるとともに、アレルギー疾患を有する者の置かれている状況を深く認識し、科学的知見に基づく良質かつ適切なアレルギー疾患医療を行うよう努めなければならない。

カ 学校、児童福祉施設、老人福祉施設、障害者支援施設その他自ら十分に療養に関し必要な行為を行うことができない乳幼児、児童、生徒（以下「児童等」という。）、高齢者又は障害者が居住し又は滞在する施設の設置者又は管理者は、国及び地方公共団体が講ずるアレルギー疾患の重症化の予防及び症状の軽減に関する啓発及び知識の普及等の施策に協力するよう努めるとともに、その設置又は管理する学校等において、アレルギー疾患を有する児童等、高齢者又は障害者に対して、適切な医療的、福祉的又は教育的配慮をするよう努めなければならない。

第2 アレルギー疾患に関する啓発及び知識の普及並びにアレルギー疾患の予防のための施策に関する事項

(1) 今後の取組の方針について

アレルギー疾患は、その有病率の高さゆえに、国民の生活に多大な影響を及ぼしているが、現時点においても本態解明は十分ではなく、また、生活環境に関わる多様で複合的な要因が発症及び重症化に関わっているため、その原因の特定が困難であることが多い。

一方、インターネット等にはアレルギー疾患の原因やその予防法、症状の軽減に関する膨大な情報があふれており、この中から、適切な情報を選択することは困難となっている。また、適切でない情報を選択したがゆえに、科学的知見に基づく治療から逸脱し、症状が再燃又は増悪する例が指摘されている。

このような現状を踏まえ、国は、国民がアレルゲンの除去や回避を含めた重症化予防の方法、症状の軽減の方法等、科学的根拠に基づいたアレルギー疾患医療に関する正しい知識を習得できるよう、国民に広く周知すること並びにアレルギー疾患の発症及び重症化に影響する様々な生活環境を改善するための取組を進める。

(2) 今後取組が必要な事項について

ア 国は、アレルギー疾患を有する児童等が他の児童等と分け隔てなく学校生活を送るため、必要に応じた適切な教育が受けられるよう、教育委員会等に対して適切な助言及び指導を行う。また、国は、児童福祉施設、放課後児童クラブ、老人福祉施設、障害者支援施設等を利用するアレルギー疾患を有する児童等、高齢者又は障害者に対する適切な啓発等について、地方公共団体に対して協力を求める。

イ 国は、国民がアレルギー疾患の正しい理解を得ることができるよう、地域の実情等に応じた社会教育の場を活用した啓発について、地方公共団体に対して協力を求める。

ウ 国は、地方公共団体に対して市町村保健センター等で実施する乳幼児健康診査等の母子保健事業の機会を捉え、乳幼児の保護者に対する適切な保健指導や医療機関への受診勧奨等、適切な情報提供を実施するよう求める。

エ 国及び地方公共団体は、医療保険者及び後期高齢者医療広域連合（高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第48条に規定する後期高齢者医療広域連合をいう。）に対して、国及び地方公共団体が講ずるアレルギー疾患やアレルギー疾患の重症化予防、症状の軽減の適切な方法等に関する啓発及び知識の普及のための施策に協力するよ

う求める。

オ 国は、環境基本法（平成 5 年法律第 91 号）第 16 条第 4 項に規定する施策を講ずることにより、環境基準（同法同条第 1 項に規定する基準をいう。）が確保されるように努める。

カ 国は、花粉の飛散状況の把握等を行い、適切な情報提供を行うとともに、花粉の飛散の軽減に資するため、森林の適正な整備を図る。

キ 国は、地方公共団体と連携して受動喫煙の防止等を更に推進することを通じ、気管支ぜん息の発症及び重症化の予防を図る。

ク 国は、アレルギー疾患を有する者の食品の安全の確保のため、アレルギー物質を含む食品に関する表示等について科学的な検証を行う。また、国は、食物アレルギーの原因物質に関して定期的な調査を行い、食品表示法（平成 25 年法律第 70 号）に基づく義務表示又は推奨表示の充実に努めるとともに、外食等に関する食物アレルギー表示については、関係業界と連携し、外食事業者等が行う食物アレルギー表示の適切な情報提供の取組等を推進する。食品関連業者は、表示制度を遵守し、その理解を図るため従業員教育等を行う。さらに、地方公共団体は、表示の適正化を図るため、都道府県等食品衛生監視指導計画（食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）第 24 条第 1 項に規定する計画をいう。）に基づき食品関連業者の監視等を実施する。

ケ 国は、関係学会等と連携し、アレルギー疾患の病態、診断に必要な検査、薬剤の使用方法、アレゲン免疫療法（減感作療法）を含む適切な治療方法、重症化予防や症状の軽減の適切な方法並びにアレルギー疾患に配慮した居住環境及び生活の仕方といった生活環境がアレルギー疾患に与える影響等に係る最新の知見に基づいた正しい情報を提供するためのウェブサイトの整備等を通じ、情報提供の充実に努める。

第 3 アレルギー疾患医療を提供する体制の確保に関する事項

(1) 今後の取組の方針について

国民がその居住する地域に関わらず、等しくそのアレルギーの状態に応じて適切なアレルギー疾患医療を受けることができるよう、アレルギー疾患医療全体の質の向上を進めることが必要である。

具体的には、アレルギー疾患医療の専門的な知識及び技能を有する医師、薬剤師、看護師、臨床検査技師その他の医療従事者の知識や技能の向上に資する施策を通じ、アレルギー疾患医療に携わる医療従事者全体の知識の普及及び技能の向上を図る。

また、アレルギー疾患医療は、診療科が内科、皮膚科、耳鼻咽喉科、眼科、小児科等、多岐にわたることや、アレルギー疾患に携わる専門的な知識及び技能を有する医師が偏在していることなどから、アレルギー疾患医療の提供体制に地域間格差が見られることが指摘されている。このような現状を踏まえ、アレルギー疾患医療の提供体制の在り方に関する検討を行い、アレルギー疾患医療全体の質の向上を図る。

(2) 今後取組が必要な事項について

ア 国は、アレルギー疾患医療に携わる医師に対して、最新の科学的知見に基づく適切な医療についての情報を提供するため、地方公共団体に対して、地域医師会等と協力し講習の機会を確保することを求める。また、関係学会に対して、アレルギー疾患に携わる専門的な知識及び技能を有する医師等を講習に派遣し、講習内容を充実させるための協力を求める。

イ 国は、医師、薬剤師、看護師、臨床検査技師その他の医療従事者の育成を行う大学等の養成課程におけるアレルギー疾患に関する教育について、内容の充実に努めるため関係学会と検討を行い、その検討結果に基づき教育を推進する。

ウ 国は、医師、薬剤師、看護師、臨床検査技師その他の医療従事者の知識の普及及び技能

の向上を図るため、これらの医療従事者が所属する関係学会等が有する医療従事者向け認定制度の取得等を通じた自己研鑽を促す施策等の検討を行う。

エ 国は、関係学会等がウェブサイトに掲載しているアレルギー疾患に携わる専門的な知識及び技術を有する医療従事者並びにアレルギー疾患医療に係る提供機関の情報について、ウェブサイト等を通じ、患者やその家族、医療従事者向けに提供する。

オ 国は、アレルギー疾患を有する者が居住する地域に関わらず、適切なアレルギー疾患医療や相談支援を受けられるよう、アレルギー疾患医療の提供体制の在り方に関する検討を行い、その検討結果に基づいた体制を整備する。

カ 国は、アレルギー疾患医療の提供体制の更なる充実を図るため、国立研究開発法人国立成育医療研究センター及び独立行政法人国立病院機構相模原病院等アレルギー疾患医療の全国的な拠点となる医療機関及び地域の拠点となる医療機関のそれぞれの役割や機能並びにこれらの医療機関とかかりつけ医との間の連携協力体制に関する検討を行い、その検討結果に基づいた体制を整備する。

キ 国は、国立研究開発法人国立成育医療研究センター及び独立行政法人国立病院機構相模原病院を中心とする医療機関の協力のもと、最新の科学的知見に基づく適切な医療に関する情報の提供、アレルギー疾患医療に関する研究及び専門的な知識と技術を有する医療従事者の育成等を推進する。

ク アレルギー症状を引き起こす原因物質の特定は困難なことが多く、容易に診断ができない場合がある。国は、正確な診断とそれに基づく適切な重症化予防や治療が行われるよう、原因物質の特定や専門的な医療機関と関係団体との連携による情報の共有を図るため、アレルギー症状を引き起こした可能性のある成分を適切かつ効率的に確保及び活用するための仕組みについて検討する。

第4 アレルギー疾患に関する調査及び研究に関する事項

(1) 今後の取組の方針について

アレルギー疾患に係る根治療法の開発及び普及が十分でないため、アレルギー疾患を有する者は、多くのアレルギー疾患以外の慢性疾患を有する者と同様に、長期にわたり生活の質が損なわれる場合がある。アレルギー疾患は、その有病率の高さ等により、社会全体に与える影響も大きい。発症並びに重症化の要因、診療・管理ガイドラインの有効性及び薬剤の長期投与の効果並びに副作用等、未だに明らかになっていないことが多い。これら諸問題の解決に向け、疫学研究、基礎研究、治療開発（橋渡し研究の活性化を含む。）及び臨床研究の長期的かつ戦略的な推進が必要である。

アレルギー疾患は、最新の科学的知見に基づいた治療を行うことで、症状のコントロールがある程度可能であるが、診療科が、内科、皮膚科、耳鼻咽喉科、眼科、小児科等、多岐にわたることや、アレルギー疾患に携わる専門的な知識及び技能を有する医師の偏在等により、その周知、普及及び実践が進んでいない。最新の科学的知見に基づくアレルギー疾患医療の周知、普及及び実践の程度について、適切な方法で継続的に現状を把握し、それに基づいた対策を行うことで、国民が享受するアレルギー疾患医療全体の質の向上を図る。

(2) 今後取組が必要な事項について

ア アレルギー疾患の罹患率の低下並びにアレルギー疾患の重症化の予防及び症状の軽減を更に推進するためには、疫学研究によるアレルギー疾患の長期にわたる推移（自然史）の解明等良質なエビデンスの蓄積とそれに基づく定期的な診療・管理ガイドラインの改訂が必要であり、国は、関係学会等と連携し、既存の調査、研究を活用するとともに、アレルギー疾患の疫学研究を実施する。また、地方公共団体の取組や患者数、死亡者数の増減な

どを長期にわたり把握することで、基本指針に基づいて行われる国の取組の効果を客観的に評価し、国におけるより有効な取組の立案につなげる。

イ 国は、アレルギー疾患を有する者の生活の質の維持向上のみならず、アレルギー疾患に起因する死亡者数を減少させるため、アレルギー疾患の本態解明の研究を推進し、アレルギー免疫療法（減感作療法）をはじめとする根治療法の発展及び新規開発を目指す。

ウ 国は、国立研究開発法人国立成育医療研究センター、独立行政法人国立病院機構相模原病院その他の専門的なアレルギー疾患医療の提供等を行う医療機関と臨床研究中核病院等関係機関との連携体制を整備し、速やかに質の高い臨床研究や治験を実施し、世界に先駆けた革新的なアレルギー疾患の予防、診断及び治療方法の開発等を行うとともに、これらに資するアレルギー疾患の病態の解明等に向けた研究を推進するよう努める。

エ 国は、疫学研究、基礎研究、治療開発及び臨床研究の中長期的な戦略の策定について検討を行う。

第5 その他アレルギー疾患対策の推進に関する重要事項

(1) アレルギー疾患を有する者の生活の質の維持向上のための施策に関する事項

ア 国は、アレルギー疾患を有する者への対応が求められることが多い保健師、助産師、管理栄養士、栄養士及び調理師等（以下「保健師等」という。）がアレルギー疾患への対応に関する適切な知見を得られるよう、地方公共団体に対して、関係学会等と連携し講習の機会を確保することを求める。

イ 国は、保健師等の育成を行う大学等の養成課程におけるアレルギー疾患に対する教育を推進する。

ウ 国は、保健師等のアレルギー疾患に係る知識及び技能の向上に資するため、これらの職種に関連する学会等が有する認定制度の取得等を通じた自己研鑽を促す施策等の検討を行う。

エ 国は、財団法人日本学校保健会が作成した「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」及び文部科学省が作成した「学校給食における食物アレルギー対応指針」等を周知し、実践を促すとともに、学校の教職員等に対するアレルギー疾患の正しい知識の習得や実践的な研修の機会の確保等について、教育委員会等に対して必要に応じて適切な助言及び指導を行う。児童福祉施設や放課後児童クラブにおいても、職員等に対して、「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」(平成23年3月17日付け雇児保発0317第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長通知)等既存のガイドラインを周知するとともに、職員等に対するアレルギー疾患の正しい知識の習得や実践的な研修の機会の確保等についても地方公共団体と協力して取り組む。また、老人福祉施設、障害者支援施設等においても、職員等に対するアレルギー疾患の正しい知識の啓発に努める。

オ 国は、アレルギー疾患を有する者がアナフィラキシーショックを引き起こした際に、適切な医療を受けられるよう、教育委員会等に対して、アレルギーを有する者、その家族及び学校等が共有している学校生活管理指導表等の情報について、医療機関、消防機関等とも平時から共有するよう促す。

カ 国は、アレルギー疾患を有する者がアナフィラキシーショックを引き起こした際に、必要となるアドレナリン自己注射薬の保有の必要性や注射のタイミング等の当該注射薬の使用方法について、医療従事者が、アレルギー疾患を有する者やその家族及び関係者に啓発するよう促す。

キ 国は、アレルギー疾患を有する者が適切なアレルギー疾患医療を受けながら就労を維持できる環境の整備等に関する施策を検討する。

ク 国は、関係学会等と連携し、アレルギー疾患を有する者やその家族の悩みや不安に対応

し、生活の質の維持向上を図るため、相談事業の充実を進める。

ケ 国は、関係学会等と連携し、アレルギー疾患を有する者を含めた国民が、アレルギー疾患を有する者への正しい理解のための適切な情報にいつでも容易にアクセスできるようウェブサイト等の充実を行う。

(2) 地域の実情に応じたアレルギー疾患対策の推進

ア 地方公共団体は、アレルギー疾患対策に係る業務を統括する部署の設置又は担当する者の配置に努める。

イ 地方公共団体は、地域の実情を把握し、医療関係者、アレルギー疾患を有する者その他の関係者の意見を参考に、地域のアレルギー疾患対策の施策を策定し、及び実施するよう努める。

(3) 災害時の対応

ア 国及び地方公共団体は、平常時において、関係学会等と連携体制を構築し、様々な規模の災害を想定した対応の準備を行う。

イ 国は、災害時において、乳アレルギーに対応したミルク等の確実な集積と適切な分配に資するため、それらの確保及び輸送を行う。また、国は、地方公共団体に対して防災や備蓄集配等に関わる担当部署とアレルギー疾患対策を担当する部署が連携協力の上、食物アレルギーに対応した食品等の集積場所を速やかに設置し、物資の受け取りや適切なタイミングで必要な者へ提供できるよう支援する。

ウ 国及び地方公共団体は、災害時において、関係学会等と連携し、ウェブサイトやパンフレット等を用いた周知を行い、アナフィラキシー等の重症化の予防に努める。

エ 国及び地方公共団体は、災害時において、関係団体等と協力し、アレルギー疾患を有する者、その家族及び関係者並びに医療従事者向けの相談窓口の設置を速やかに行う。

(4) 必要な財政措置の実施と予算の効率化及び重点

国は、アレルギー疾患対策を推進するため、本指針にのっとりした施策に取り組む必要があり、それに必要な予算を確保していくことが重要である。

その上で、アレルギー疾患対策を効率化し、成果を最大化するという視点も必要であり、関係省庁連絡会議等において、関係府省庁間の連携の強化及び施策の重点化を図る。

(5) アレルギー疾患対策基本指針の見直し及び定期報告

法第 11 条第 6 項において、「厚生労働大臣は、アレルギー疾患医療に関する状況、アレルギー疾患を有する者を取り巻く生活環境その他のアレルギー疾患に関する状況の変化を勘案し、及び前項の評価を踏まえ、少なくとも五年ごとに、アレルギー疾患対策基本指針に検討を加え、必要があると認めるときには、これを変更しなければならない。」とされている。

本指針は、アレルギー疾患を巡る現状を踏まえ、アレルギー疾患対策を総合的に推進するために基本となる事項について定めたものである。国は、国及び地方公共団体等が実施する取組について定期的に調査及び評価を行い、アレルギー疾患に関する状況変化を的確に捉えた上で、厚生労働大臣が必要であると認める場合には、策定から五年を経過する前であっても、本指針について検討を加え、変更する。

なお、アレルギー疾患対策推進協議会については、関係府省庁を交え、引き続き定期的開催するものとし、本指針に定められた取組の進捗の確認等、アレルギー疾患対策の更なる推進のための検討の場として機能させるものとする。

4 用語解説

【あ行】

アトピー性皮膚炎

皮膚の乾燥とバリア機能の低下により、皮膚の表面に隙間ができて、そこから様々な細菌や刺激物質、アレルゲン等が入りやすくなり、顔や身体にかゆみを伴う湿疹が現れ、良くなったり悪くなったりを慢性的に繰り返す。

アナフィラキシーショック

アレルギー症状が皮膚、消化器、呼吸器など2臓器以上に出現した状態をアナフィラキシーと呼ぶ。アナフィラキシー症状が進行し、血圧が下がり始めた状態がアナフィラキシーショックである。この状態になると意識がもうろうとするなど、生命の危機を伴う。

アレルギー疾患

気管支ぜん息、アトピー性皮膚炎、アレルギー性鼻炎、アレルギー性結膜炎、花粉症、食物アレルギーその他のアレルゲンに起因する免疫反応による人の生体に有害な局所的又は全身的反応に係る疾患。

〔出典〕「アレルギー疾患対策基本法」より抜粋

アレルギー疾患対策基本法

平成26年公布、平成27年施行。アレルギー疾患が、国民生活に多大な影響を及ぼしている現状や、生活環境に係る多様かつ複合的な要因によって発生し、重症化することに鑑み、アレルギー疾患対策に関する基本理念を定め、国や地方公共団体、国民、医療関係者、学校等の管理者などの責務を規定している。

アレルギー疾患対策の基本的施策を定めることにより、アレルギー疾患対策を総合的に推進することを目的として制定された。

アレルギー疾患対策の推進に関する基本的な指針

平成29年3月に、アレルギー疾患対策基本法第11条に基づき、アレルギー疾患対策の総合的な推進を図るために策定された。アレルギー疾患対策を推進するための基本的な事項、知識の普及や予防のための施策に関する事項、医療を提供する体制の確保に関する事項などが定められている。

URL: http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/ryumachi/index.html

アレルギー性結膜炎

結膜に炎症を起こすアレルギー疾患で、目のかゆみや充血、異物感などが生じる。「通年性」と「季節性」とがあり、花粉の他、ダニ、ハウスダストやペットなどが原因で発症する。

アレルギー性鼻炎

くしゃみ、鼻みず、鼻づまりを主な症状とするアレルギー疾患。「通年性」と「季節性」に分けられ、代表的な季節性のアレルギー性鼻炎として「花粉症」が挙げられる。通年性ではダニ、ハウスダストやペットなどが原因となることがある。

アレルギー相談センター

厚生労働省がアレルギー相談センター事業として、一般社団法人日本アレルギー学会に委託して運営している。薬や症状、自己管理、日常生活の注意点など、アレルギー疾患全般に関する相談に、医師や看護師が応じている。

アレルゲン

アレルギー反応を起こす原因となる物質。その多くがタンパク質で、食物（卵、牛乳、小麦など）、ダニの死骸やフン、カビ、昆虫、ハチ毒、動物の体毛やフケ、花粉、薬品、天然ゴムなどが挙げられる。

〔出典〕日本アレルギー学会の一般向けホームページより一部改変

URL: <https://www.jsa-pr.jp/index.html>

医療の均てん化

住んでいる地域にかかわらず等しく科学的知見に基づく適切な医療を受けられるよう、医療体制の整備を図ること。

【か行】

学校給食における食物アレルギー対応指針

平成 27 年 3 月に文部科学省が作成した、学校給食における食物アレルギー対応の基本的な考え方や留意すべき事項等を示した指針。各学校設置者（教育委員会等）、学校及び調理場が、地域や学校の状況に応じたアレルギー対応マニュアル等を作成する際の参考資料とし、食物アレルギー事故防止の取組を促進することを目的に作成された。

〔出典〕文部科学省ホームページより抜粋

URL: http://www.mext.go.jp/a_menu/sports/syokuiku/1355536.htm

学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン

文部科学省の監修により、平成 20 年に公益財団法人日本学校保健会が発行したガイドライン。アレルギー疾患のある児童生徒が安全に、安心して学校生活を送ることができるよう、学校の取組を進めることを目的に作成された。

〔出典〕文部科学省ホームページより抜粋

URL: http://www.mext.go.jp/a_menu/sports/syokuiku/1355536.htm

花粉症

スギやヒノキなどの花粉によって起こる季節性のアレルギー疾患で、くしゃみ、鼻水、鼻づまりや目のかゆみなどの症状が現れる。

気管支ぜん息

ハウスダスト、ペットによるアレルギー反応やたばこの煙、激しい運動、ウイルス感染など様々な刺激により、気管支の収縮、粘膜のむくみ、分泌物（たん）の増加が起こることで空気の通り道が狭くなる呼吸器のアレルギー疾患である。

【さ行】

社会福祉施設や学校等

学校、児童福祉施設、老人福祉施設、障害者支援施設その他自ら十分に療養に関し必要な行為を行うことができない乳幼児、児童、生徒、高齢者又は障害者が居住し又は滞在する施設。

主伐

一定の林齢に育成した立木を、用材等で販売するために伐採することをいう。

〔出典〕農林水産省ホームページ用語の解説の目次「林業関連用語」より抜粋

URL: http://www.maff.go.jp/j/tokei/census/afc/2000/dictionary_r.html

「食品衛生の窓」（ホームページ）

東京都福祉保健局が開設した、食品の安全に関する情報を総合的に掲載したポータルサイト。都内流通食品の検査結果、食中毒の発生状況や予防方法、講習会の開催案内のほか、食品事業者が自主回収している食品の情報等も提供している。

URL: <http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/shokuhin/>

食品表示法で表示が義務付けられているアレルギー

食物アレルギー症状を引き起こすことが明らかになっている食品のうち、特に発症数、重篤度から勘案して表示する必要性の高い食品（えび、かに、小麦、そば、卵、乳、落花生）を「特定原材料」として表示を義務付けている。

〔出典〕食品表示基準について（平成 27 年 3 月 30 日消食表第 139 号）の「別添：アレルギーを含む食品に関する表示」より抜粋

URL: <http://www.caa.go.jp/foods/index18.html>

食物アレルギー

アレルゲンとなる食物が体内に入ることにより、アレルギー反応を引き起こす場合を食物アレルギーと呼ぶ。食物に触ったり、吸い込んだりしただけでも症状が出ることもある。症状としては、皮膚のかゆみ、発赤、じんましん、湿疹などの皮膚症状のほか、腹痛や下痢などの消化器症状、咳、ぜん息（ゼーゼー）や呼吸困難などの呼吸器症状、目や鼻などの粘膜症状が現れる。アナフィラキシーを起こすこともある（「アナフィラキシーショック」の項を参照）。

診療ガイドライン

科学的根拠に基づき、その分野を代表する学会が、診療の手順や根拠をまとめた指針書、またはそこに書かれた標準的な診療方法。診療の場における意思決定の際に、判断材料の一つとして利用される。

〔出典〕「アレルギー疾患対策の均てん化に関する研究」報道発表資料より一部改変
URL:http://www.qlife.co.jp/news/140909qlife_news.pdf

（アレルギー）専門医

アレルギー疾患の診療経験が豊富で専門的な知識及び技能を有する医師。一般社団法人日本アレルギー学会では、認定の必要条件を定め、アレルギー専門医を認定している。

増悪因子（ぞうあくいんし）

症状を悪化させる因子のこと。例えば、ぜん息においては、アレルゲン、呼吸器感染症、運動と過換気、気象、二酸化硫黄、食品、薬物、心理的ストレス、過労、月経などが挙げられる。

〔出典〕独立行政法人環境再生保全機構ホームページぜん息などの情報館「ぜん息の用語集」より一部改変

URL:<https://www.erca.go.jp/yobou/zensoku/basic/glossary/kw49.html>

【た行】

ディーゼル車規制

東京都環境確保条例で定める粒子状物質の排出基準を満たさないディーゼル車は、東京都内の走行を禁止している。対象地域は、東京都内全域（島しょを除く）。

〔出典〕東京都環境白書 2017（東京都環境局）より抜粋

URL:http://www.kankyo.metro.tokyo.jp/vehicle/air_pollution/diesel/regulation/detail.html

東京医師アカデミー

都立病院と東京都保健医療公社病院が一体となって提供する後期臨床研修システム。各病院の特色を生かしたカリキュラムにより、臨床を重視した質の高い医師の育成を目的としている。

〔出典〕「東京医師アカデミー」ホームページより抜粋

URL: <http://www.byouin.metro.tokyo.jp/academy/about/>

東京都アレルギー疾患対策検討委員会

東京都におけるアレルギー疾患に係る実態の把握や予防、治療のための調査・研究を行うとともに、総合的な対策を検討することを目的として設置している委員会。

東京都アレルギー情報 navi. (ホームページ)

東京都福祉保健局が平成 29 年 4 月に開設した、アレルギー疾患に関する情報を総合的に掲載したポータルサイト。アレルギー疾患のある方とその家族をはじめ、医療関係者や施設の職員等、様々な方に向けた総合サイト。

URL: <http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/allergy/>

東京都医療機関案内サービス「ひまわり」 (ホームページ)

都内の医療機関を受診する際の参考情報を提供しているポータルサイト。案内している医療機関の情報は、名称、所在地、診療科目や診療日・診療時間等の基本的な情報、対応できる治療内容や、院内体制・院内サービス、交通アクセス等。

URL: <https://www.himawari.metro.tokyo.jp>

東京都健康安全研究センター

都民の生命と健康を守る科学的・技術的拠点として、食品、医薬品、飲料水や生活環境等の日々の安全・安心確保と感染症等の健康危機への備えの両面から、試験検査、調査研究、研修、公衆衛生情報の解析・提供及び監視指導を行っている。

東京都食品安全条例

平成 16 年公布。食品の安全を確保することにより「現在及び将来の都民の健康の保護を図る」ことを目的として、基本理念や、東京都と事業者の責務、都民の役割を明らかにするとともに、食品の安全の確保に関する基本的な施策や健康への悪影響の未然防止のための具体的な方策を推進することを定めている。

URL: <http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/shokuhin/jourei/index.html>

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（環境確保条例）

平成 12 年に東京都公害防止条例を全面的に改正して公布された条例。都民が健康で安全かつ快適な生活を送るために必要な環境を確保することを目的として、環境への負荷を低減するための措置や、公害の発生源について必要な規制等を定めている。

東京都環境局ホームページ

URL:http://www.kankyo.metro.tokyo.jp/basic/guide/security_ordinance/index.html

【は行】

ハウスタスト

住宅内の粉じん。主なものとして、ダニの死骸やフン、カビ、人やペット等の動物の体毛やフケなどが挙げられる。

ピクトグラム

情報や注意を示すための絵文字、絵記号。

避難所管理運営の指針

避難所運営に関わる方が、地域の実情に応じた準備やマニュアル策定、被災時の対応に活用できるよう東京都が作成した指針。

標準的治療

科学的根拠に基づき、現在利用できる最良の治療として、その病気に関連する代表的な学会が判定し、ある状態の一般的な患者に行われることが推奨される治療方法。

〔出典〕「アレルギー疾患対策の均てん化に関する研究」2014.9.9 報道発表資料より一部
改変

URL:http://www.qlife.co.jp/news/140909qlife_news.pdf

【その他】

AED

自動体外式除細動器（Automated External Defibrillator）。心電図自動解析装置を内蔵した医療機器で、心電図を解析し除細動が必要な不整脈を判断し、突然の心停止の原因となる重症の不整脈に対し心臓に電気ショックを与える機器。続いて行う胸骨圧迫とともに心臓が本来持っているリズムに回復させるために行う。

〔出典〕東京消防庁ホームページ「救急アドバイス」より一部改変

URL:<http://www.tfd.metro.tokyo.jp/lfe/kyuu-adv/index.html>

登録番号 (29) 473

東京都アレルギー疾患対策推進計画

平成30年3月発行

編集・発行 東京都福祉保健局健康安全部環境保健衛生課

所在地 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号

電話 03(5320)4493 ダイヤルイン

ホームページ「東京都アレルギー情報 navi.」

<http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/allergy/>

印刷所 よしみ工産株式会社

所在地 東京都文京区本郷三丁目26番1号

電話 03(5802)5601

石油系溶剤を含まないインキを使用しています。



古紙パルプ配合率80%再生紙を使用

リサイクル適性 (A)

この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。

